

第32回長野県治水・利水ダム等検討委員会 議事録

日時 平成15年6月20日(金) 午前11時から午後4時まで
場所 百景苑「百景の間」
出席者 宮地委員長以下14名9名出席
(大熊委員、植木委員、風間委員、高田委員、松岡委員 欠席)

田中治水・利水検討室長

それでは定刻となりましたので、ただ今から第32回長野県治水・利水ダム等検討委員会を開催いたします。開会にあたりまして宮地委員長からごあいさつをお願いいたします。

宮地委員長

それでは32回の検討委員会でございますが、一言ごあいさつ申し上げます。

前回の委員会では、駒沢川と角間川の審議を精力的にお願いをいたしました。それからまた、最後にございましたけども、知事に来ていただきまして、薄川とそれから黒沢川、郷土沢川、三つの答申をまとめて提出をいたしました。本日は駒沢川と角間川の答申についてご審議をお願いしたいと思っております。駒沢川につきましては、前回の審議を踏まえまして、修正した答申案を事前に各委員にお送りをいたしました。ご意見をいただいております。本日はこれらのご意見を踏まえながらご検討をいただきたいと思っております。それから、また角間川につきましても、実は本日この委員会の前に起草委員会を行いまして答申案のまとめをいたしました。それで午後の委員会にはその原案を提出する予定でございます。こちらの方のご検討もお願いするつもりでおります。それから、私たちの検討委員会の任期はご存じのとおり6月24日になっておりますけども、最後に22日予備日が設定してございませうけれども、もし可能であるならば本日中午に議論を終了したいという切なる希望を持っておりますので、ひとつご協力をよろしくをお願いを申し上げたいと思います。

以上でございます。

田中治水・利水検討室長

ありがとうございました。

本日の出席委員ですが、14名中9名でございます。条例の規定によりまして、本委員会とは成立いたしました。

それでは、議事に入る前に資料の確認をお願いしたいと思います。資料1としまして、「駒沢川における総合的な治水・利水対策について答申案」でございます。それから資料2は、先ほどお話ございまして、修正をしたものを午後、角間川についてですが答申案をお配りいたします。それから資料3としまして、「角間ダムの各代替案費用比較について」。それから資料4としまして「治水・利水問題についての総括的提言案」。それから資料4の追加として植木委員の意見でございます。それから資料5としまして、「今後の治水・利水対策への関わり方」ということですが、確認をお願いしたいと思います。

それでは委員長、議事進行の方をお願いいたします。

宮地委員長

はい、承知いたしました。

本日の議事録の署名人を指名いたします。今回は五十嵐委員と、それから宮澤委員、よろしくをお願いいたします。

それでは議事に入ります。

第1の議題は駒沢川の答申についてでございます。お手元に「駒沢川における総合的な治水・利水対策について答申案」というものが配られておると思っています。実はこれにつきまして各委員をお願いをしましたところ、修正案が5名の方から回答がございまして、大熊委員、

高橋委員は特別な意見がないというお答えでございます。それから高田委員と植木委員、松島貞治委員、この3名の方から修正案をいただきました。それで、そのことがここに書き込んであるものをお配りしております。それでそれについて、大体、基本的な方向がどうこうというよりも、ある言葉を盛り込むということが大体主になっているように私は思いました。それで、私の方からそれについてちょっとご説明をいたしまして、ご審議をいただきたいと思っております。

それでは、始めの1ページのところからまいります。

これは総合的判断、要するに答申の骨子になるとございまして、1ページ目に高田委員のご意見がございます。「委員会は現在の治水計画における駒沢川の流域面積の決定方法、流出解析パラメータの決定方法に問題があり、これに伴って基本高水流量が過大であると指摘した」と。そのところに「流出解析パラメータの決定方法」という言葉が入ったわけですが、このように確かにいろいろご意見がございましたし、流域面積ばっかじゃなくて、いろいろ基本的な量も見直してほしいというもあります、いかがでございましょうか。基本的にはこういうことは意見は出ておったように思いますが、いかがでしょう。このとおりに入れるという方向でよろしゅうございましょうか。

藤原委員

部会報告の中にも、たんに流域面積の見直しだけでなく、やはり基本高水の決定のことについて、基本高水ワーキンググループの方からも過大であるという指摘を最初からいただいているわけですね。ですから、そういう意味では、ここの「流出解析パラメータの決定方法」というのも、これまでも議論になってましたので挿入することについては異議はないと思っております。

宮地委員長

ちょっとお断りをしないと、前回おいでにならなかった方には申し訳ないんですが、これ全文読み上げるというよりも、この必要なところだけ言ったらよろしゅうございましょうね。

石坂委員

送っていただいてありまして、読んであります。

宮地委員長

はい、じゃあそれでまいります。ただ今の「流出解析パラメータの解析方法」という言葉も入れるということによろしゅうございましょうか。

(はい)

宮地委員長

それでは1ページはご了承をいただきました。

それから2ページ目ですが、「なお、現在の駒沢川の治水安全度は...」、前は「1/10確率程度の流下能力が確保されている」。ここへ現行の基本高水流量に対して、何について1/10だと言ってることははっきりしないじゃないかということのようですが、私はこれは妥当なご意見だと思いましたが、いかがでございましょう。はっきりしている。この方が。よろしゅうございましょうか。じゃあご意見ないようですので、これも入れると。この修正をいたします。

五十嵐委員

ちょっと一個だけさかのぼりますが、今の「パラメータの決定方法に問題があり」の次の行に、「県は流域面積の見直しは必要であり」というふうになって文章つながってますけれど

も、そのパラメータの決定方法について県はまだ問題あるとは思ってないと。流域面積だけに問題があると考えてるんだと。それに対してその次のくだりが、全体的に見直しをすべきであるというふうに言ってるように見えるんですが。

このちょっと何ていうか、言葉の流れとして、県の不同意は流域面積だけは県も問題あると思ったけど、あとは絶対同意しないというような理解が、

宮地委員長

いえ、「基本高水流量の検討のためには基準点における流量観測が必要である」、つまり、基本高水流量の検討にもやっぱり必要なことがあると、それが必要になるというふうにお認めだと私は思いました。

五十嵐委員

そうすると、それに対してその次の文章は流域面積だけでなく、その他のことを含めて全部見直せと、こういう見解だということなんでしょうか。

宮地委員長

委員会はそういうことです。見直すべきものは、だから流域面積もあるし、流量観測、基本高水量の再検証、そこまで入っております。

五十嵐委員

審議経過を知ってる人は、なんかこの文章読み取れるんですけども、審議経過を知らないで外から見るとですね、この理解が非常に困難といいますか。

宮地委員長

そうですね。ここのところは議論の経過になっておりまして、要するにポイントは基本高水、流域面積の見直しが必要だと。そこが議論を動かすポイントだったんでございます。

それに対して、次に基本高水の量の検討をすることも必要なんで、そのためにはいろいろやらならんことがあると、こういう議論になったと思っております。

五十嵐委員

はい。経過はよくわかりますし、そういうことだと、それ自体に異議申してるわけではないんですけど、そこから見た時に何か理解しにくいというか、そんな感じがするんです。県は流域面積の見直しだけは認めた。あとは認めてないけれども、この委員会はそれを含めて全体を見直すといったというニュアンスなんでしょうかね。もしあれだったら、後で総括的意見がありまして、基本高水で触れますので、そのところがよく見える。基本高水そのものについて、この委員会は疑問を持っているというようなことで、ちゃんと出れば、1セットになればもうちょっとわかると思いますけど。

宮地委員長

その話は後からもっと全般的なことで関係いたしますんですが、ここの話の筋はそういうことです。つまり、もう言わない方がいい。流域面積の見直しを認めた、必要と。それをポイントにして基本高水流量の検討もしよう、こういうニュアンスになっております。よろしゅうございますか。よろしゅうございますか。

それではそういうふうにご理解をいただきたいと思えます。2ページのところも、「現行の基本高水流量に対して」という言葉を挿入をいたします。

それから、次は5ページのところでございますが、これはちょっとややこしいところがありますが、松島信幸委員の意見でちょうど中央のところですが、要するに農業用水路が詰まるか詰まらんか。詰まりそうな状況のことについてですが、「大雨の時期は灌漑期と重なるた

め、農業用水路は適当に管理されていたはずである。また、上流断面が小さく暗渠もあるので流木等は上流で止まるため、下流で詰まって溢れる事はない。これが流域面積の時に交わされたいろんな議案でございます。こここのところの表現をですね、松島信幸委員は「上流断面が小さくて暗渠もあるので流木は上流で止まる」、こここのところを「流下断面の小さい暗渠があって、流木は流れ下ったり、まして下流で詰まって溢れる事はない」と、こういうご修正の意見なんですけど、どうでしょう。私は率直に言って、前の意見のままの方がわかりやすいように思ったんですけど。

高橋委員

この前も私その話をしたんですけども、この流木っていう定義っていいですか、今は畑でいろいろ材料なんかを使ったり、それからナイロンなんかも使います。ビニールなんかも使いますので、流木という考え方がそうかもしれません、ごみという考え方でいきますと、詰まらないという、私はこの前も、言い切っているんでしょかって言ったんですけど、そのへんはどうなんでしょう。難しいとこなんです。普通、河川で流れる流木っていうイメージじゃないわけですから、非常に生活的なものも流れますので。

ですから絶対詰まりませんという言葉はいかなものんでしょうかということ私。流木というものであればそうかもしれませんけれども、ごみという考え方でいきますと言い切れないんじゃないでしょうかと言ってるわけです。

宮地委員長

この文はどうなんでしょう。委員会で出た意見が羅列してある。だからこれは結論ではない。多分幹事会の方では、これは詰まってあふれるんだという意見がある。それに対して、やっぱりあふれることはないんだよと、流木のディフィニションにもよりますけども、それが書いてあると思うんです。それで、その理由として、上流の断面が小さいから流木は入ってこない。それから暗渠があるから上流で止まるんだ、そういうことを前の文章ではやってある。それを松島委員は「流下断面の小さい暗渠があって」というふうにやっちゃったんですけどね。松島委員どうですか。やっぱりこう書き直さないとな筋が通りませんか。

松島（信）委員

いや、撤回します。

宮地委員長

よろしゅうございますか。元のままで、わりにわかりやすいように気がいたしますが、よろしゅうございますか。それじゃあこれは元の文章のままで残します。はい。

それから植木委員の件でございますが、すぐその下の、「県はこれらの意見に対して、流域界の見直しが必要であると認め、再調査を行う意向を示した」と。「こうした議論の結果、委員会は駒沢川に関する流域面積・基本高水量を今後調査をし、見直しをすることが必要であると判断した。この場合に、流量観測を行い必要なデータを収集する期間としては、概ね5年程度が必要であるとの見解が県より示された」、こうでございますが、それでそのことを、「こうした議論の結果」というとこですね、「こうした議論の結果、県は流域界の見直しが必要であることを認め、再調査を行う意向を示し、この場合流量観測を行い必要なデータを収集する期間としては、概ね5年程度が必要との見解を示した。これを受けて委員会としては駒沢川に関する流域面積・基本高水量を今後調査し、見直しが必要であるとの判断に達した」、こういうことになってますが、むしろここは言っていることは、「流域面積に関する主な意見の4つ目の黒ポチの文章」、4つ目の黒ポチ、1、2、3、4、「検討委員会と幹事会で役割分担を明確にするという原則に立てば、2行の文章を...」、あれ、ちょっとこここのとこどういうことだったかな。「4つ目の黒ポチを消し」、どれになるんですかね。これですか。

事務局

この黒ポチを消してこの文章と一緒にすることです。

宮地委員長

そうですか。すいません。「県はこれらの意見に対して」というところと、「こうした議論の結果」これを全部一括して今のような「こうした議論の結果」という一括した議論になる。結局何を言ったかと、「こうした議論の結果、県は流域界の見直しが必要であることを認め、再調査を行う意向を示し、この場合、流量観測を行い必要なデータを収集する期間としては、概ね5年程度は必要との見解を示した。これを受けて委員会としては、駒沢川に関する流域面積・基本高水流量を今後調査し、見直しが必要であるとの判断に達した」。いかがでしょう。さっき五十嵐委員が言われたことでは、ちょっとそれと感じは違うかもしれませんが、委員会はとにかくそういうふうな判断にしたということなんでございますが。確かに文章として書く時にはこの方がいいように私も受け止めましたんですが、皆さま方がいいがでございましょう。

石坂委員

いいんじゃないでしょうか。

宮澤委員

私の個人的な意見ですが、多分これは県が具体的に見直しの必要であることを認めたという事は、今まで認めなかったわけですから。

そうするとこれは責任問題が生じるということをも明記したということの文章になる可能性が高い。それも含めて。

石坂委員

そうじゃなくて、ここをただ整理しただけですよ。この文章は。

宮澤委員

ただ、この部分のところは、前においては、今後調査し、見直しがあるということをも判断したということで、要するに、県が認めたとかそういうことはないわけです。だからここに入れるということになると、そここのところが出てくる可能性がありますから、私はこの最初のままでいいんじゃないかなと思いますけれど。

石坂委員

県が認めたことは事実じゃないですか。だから5年間調査するってことになったわけですから。

宮地委員長

見直しが必要であるということをも認めたんでしたね。

宮澤委員

そう、そう。

石坂委員

議論が、

宮地委員長

その結果がどうなるかということは、これからやっぱり調査をするということの中に入っ

てるんです。ただし、そこで見直しが必要であるということを確認したということは、ちょっとわれわれの委員会の課題であるという見解に近いことは事実でございますけど。だから、私どもはその責任まではいってない。だから「凍結」という言葉を使ってるのはそのことなんですよね。結論的に申して。だからその責任問題のことまであんまり踏み込まない方が私はいいと思う。

宮澤委員

私はいいんじゃないかと思って、元のままの方がいいんじゃないかという意見が私の意見です。

宮地委員長

そうですね。しかし委員会ではね、何回か議論を、どうぞ、すいません。

藤原委員

これ植木さんの方がわかりやすいと思うんです。というのは、再調査を行う意向を県が認めて、必要を認めて、その上でそれは5年ぐらい掛かりますよというのも県の方から示されてるんです。ですから、植木さんの方はそれを一緒にして書いてあるんで、原案の方は下の方で、「概ね5年程度が必要との見解が県より示された」というかたちになってるんですけども、むしろ、これは見直しが必要であると認めてそれには5年ぐらい掛かりますよというのが県の意見だったわけですから、むしろ植木さんの方のまとめの方がわかりやすいような気がします。

石坂委員

責任が問われるとか問われぬとか、それは今後の問題ですけど、この前段の文章も、それから植木さんが整理した文章もそこまでを言ってるわけではなくて、この間の議論をわかりやすく、県が示してきた見解と委員会の議論を、それぞれこうだったんだと整理したのが植木さんの文章だと思うんです。それ以上、だからこの文章に整理すると責任が重くなって、前の文章では責任が問われぬということではないんで、そこまではちょっと考えすぎではないかと。私もだからそういう意味で藤原委員の今の意見で、この方がすっきり整理して、それぞれの示した見解がわかりやすいという点で植木委員の整理の仕方でいいんじゃないかと思えますけど。

宮澤委員

私は、直してそのところまでね、必要であることを認めということになると、行政的に後でいろいろなかたちで委員会、例えば県会に出てきた時に、認めんなら、なんでそんな今までそのような程度だったんだっていう話に次のところへ波及する可能性がありますからということで申し上げただけで、私のそれは見解でございます。

石坂委員

繰り返しになりますけど、認めたんですよ。必要は認めただけです。再調査の。

宮澤委員

だから認めたってことは、今までのやり方がまずかったってことでしょ。

石坂委員

だから、それは事実ですから、事実を書いたわけなんです。

宮澤委員

だから、だからいいですよ。それは事実だから、事実を違うとかということを示し上げて
るつもりはないんです。

石坂委員

だからいいんじゃないですか。

宮澤委員

だからこれを、あえて「認め」ということを入れるということになると、それぞれの答申
にそここのところが出てきたわけですから。

石坂委員

ちょっと言ってる意味がわからないんですけどね。

宮地委員長

ですから、答申の一番ポイントになってる前文の1ページのところには「認め」という言
い方をせずに、県が見直しが必要であり、何とかが必要であるとの見解を示したと、そう書
いてあるわけです。ですから「認め」というのは言葉のニュアンスですが、要するに見直
す、流域面積の見直しは必要であるということを、そういう見解を示したんです。ですから、
それはやっぱり認めたと言えば認めたことだろうと私は思いますですね。ただ、それを責任
問題というふうには申さない。というニュアンスだと思っております。

宮澤委員

そう思ってる人もいらっしゃる、ということです。

宮地委員長

委員会としての議論の経過は、この文章はかなり正直に表現してるように私は思いますん
ですが。ご了解いただけませんか。

宮澤委員

結構です。検討の結果、今まであれしてませんから、この文言だけのことでございますか
ら。

宮地委員長

それでは今のこともご了解をいただきまして、最後のページになりますが、7ページの中央
のところ。「水稲生産額が3,700万円/年に対して」という言葉を、「耕作面積2
7haとして」という言葉が入ってますが、これは確かに耕作面積27haって実際の減反
の問題もございますので、本当はそれだけあるのか。これは勘定の上だけだと、こういうご
意見だと思いますが、確かに計算の基礎は耕作面積27haとして、これはかっこで入れる
とちょっとなんか文章あんまりしっくりしませんね。水稲生産額が3,700万円/年(耕
作面積27haとして)、これでいいですかね、かっこで。かっこでこのまま入れていいです
か。

藤原委員

水稲の生産額が3,700万円っていうのは実際の数字なんですよ。今。

宮地委員長

実際の成績じゃないでしょう。

藤原委員

3,700万っていうのは実際、

宮地委員長

27haに1haあたり何トン取れて、単価がどれだけだと、そういう計算したんでしょ。

藤原委員

そうでしたか。

宮地委員長

確か私はそう記憶しておるんですが。

藤原委員

そうですか。計算の例として3,700万円。

宮地委員長

27ha掛けたんですよ、多分。そうだったと思いますが。それはどこ、どっかあっちの方がお答えになったと思ってるんですが。どこへお願いしたら、いない。どうですか、ご記憶、皆さん。

高橋委員

掛け算をしてるだけだと思います。

宮地委員長

1トン当たりの生産額が平均県ではどのくらいで、そのお金、単価がいくらだ。それで27ha掛けた、と私はあの時理解いたしました。

高橋委員

そういう説明でした。

宮地委員長

藤原委員、それをお聞きになっとったんじゃないかった。

藤原委員

はい。この3,700万円っていうのは現在の統計の数字かなと思ってたんですけど違うんですね。要するに、そういう計算例で出してきた3,700万円ということなんですね。わかりました。

宮地委員長

ですから面積が27haとしてということは、ちゃんと書いておいた方がいい。ことは事実だと思いますけど。文章としてはこれでいいですかね。カッコして入れとけば。

宮澤委員

いいと思いますけど、耕作面積っていうのが、普通、作付面積っていうのが、あるんですけど、これは私は作付面積というのが普通の言い方かなと思うんですが、大して別に気にしませんけれど。

宮地委員長

何かそういう知恵ありませんか。何て言ったらいいですかね。この27haっていうのは、確か、作付面積でいいんですか。

宮澤委員

まあ、いいですよどっちでも。普通、農業用の言葉でいくと作付面積って言うと思うんですよ。だから耕作面積でもいいですけどね。

宮地委員長

素人にはわかりますね。これじゃあ耕作面積は実際に耕作してるように思うんですかね。

石坂委員

田んぼがそれだけあるってことですよ。今作ってるね。

宮地委員長

農地面積じゃないの。

石坂委員

農地っていう、

高橋委員

農地面積じゃないかな。

竹内委員

農地じゃないな。

宮澤委員

いや、金額が出て、

高橋委員

圃場整備したら27ha。

宮澤委員

金額が前でも出てますから、だから作付けるといことなんですよ。

高橋委員

なるほど。

宮澤委員

そういうことの意味で私は申し上げた。

高橋委員

ああ、そういうことか。

宮澤委員

今は大したことじゃないですから。

高橋委員

それじゃ、「作付」だね。

石坂委員
でも意味が違う。

宮地委員長
それではですね、ちょっとここは「作付」にした方がいいとおっしゃる、ちょっと後でど
っかで聞けますよね、それ。

事務局
はい。

高橋委員
そうだな金が出た、

宮地委員長
はい。今の一応、「耕作」か「作付」か、「作付」ってどう書くかな。

宮澤委員
作るっていう字に付属の付です。

宮地委員長
一応「作付」といたしまして、後で聞きまして、ここはちょっとお任せをいただきたいと
思います。

以上が出てきた、お届けをいただいた修正案の意見でございますが、ちょっと今この場で
も結構でございますが、いかがでございましょうか。全体の話として。

これ以上修正がないならば、今のちょっと「作付」のところをちょっとお任せをいただき
まして、委員会の最終案としてよろしゅうございますか。

(結構です)

高橋委員
カッコでなくてね、文章に入れちゃったらどうですか。

宮地委員長
そういう感じが私ちょっとしたんです。

高橋委員
水田の作付面積27haに対して生産額が3,700万円と入れれば、それでいいんじゃない
ですか。

宮地委員長
3,700万円に対して3億3,000万という、こういう数字に対応になってるんです。

高橋委員
ですから、27ha作った場合のお金ですよということですから。

宮地委員長
はい。だから一番始めに入れるんですか。今の「作付」のことについて、ちょっと申し上

げますと、30回の時の資料にですね、実は水田面積27ha、生産者米価3,700万円と、こういう表になっております。ですからやっぱり水田面積でいかがでしょうか。

高橋委員
結構ですね。

藤原委員
ちょっと混乱させて申し訳ないんですけども、部会報告では水田面積っていうのと灌漑面積と二つ使ってるんです。それで27haは、灌漑面積は農業用水について、駒沢川には6カ所の慣行水利権があり、灌漑面積が27haであるっていうふうな書き方もしてるんです。そのこのところどういうふうにするのか、要するに農業用水との関係でもし出てるかすればね。

宮澤委員
水張り減反が想定されるんですね。だからそんなこともありますから、やっぱり今の灌漑面積が一番いいかもしれませんね。

宮地委員長
だから、灌漑面積っていうのは、灌漑の面積ですよ。ここは実は水稻生産額の計算のところには水田面積がこれだけで、生産者米価がこれだけ、こういう表になってるんです。ですから同じ27haが両方にあっても私はいいと思うんですが、どうでしょう。

藤原委員
結構です。いや、そういうものも文書にあるもんですから、一応。

宮地委員長
はい、そうすると今の高橋委員のおっしゃる具体的な文章にしますと、「水田面積27haとして...」

高橋委員
「...に対して」ね。

宮地委員長
「...に対して」ですか。つまり「に対して」っていうのは二つ、水稻生産額が3,700万円に対して、この細洞ため池拡張費用が3億3,000万円は大きすぎる。そういう対表になってるんです。ですから、そこへ「対して」って入れますとね、まずくなっちゃうんで、やっぱり「27haとして」という言葉だと思うんですが。

高橋委員
そうですね。はい、いいですよ。

宮地委員長
それでかっこ外した方がいいですか。

高橋委員
外した方がいいんじゃないでしょうか。

宮地委員長
かっこを外すと文章として続かなくなるもんだから。かっこ外すとすれば、それは一番先

に持ってこなきゃいかんのじゃないかと思うんですが。

宮澤委員

まあ、いいじゃないですか、このまんまで。

高橋委員

いいですよ。何でも。

宮地委員長

かっこを入れとけば注釈ですよ、これ。

高橋委員

はい、結構です。

宮地委員長

それでは、このままかっこに入れまして、水田面積27haとしてかっこを入れます。

他にいかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

それではもうこれ以上修正がないということになりましたので、本日、この駒沢川につきましては、本日、お決めいただいたこの修正案に基づいて答申を行いたいと考えております。よろしゅうございますか。

(はい)

宮地委員長

それで、あと文章のちょっとした細かいところはちょっとご修正は一任をさせていただきたいと思います。実はこの答申は提出は6月24日、準備もございますので、24日火曜日に予定をしております。それで私はまいりますけども、いかがでしょう、部会長の藤原委員と一緒にお願いできましょうか。その2人でこれを持ってまいりたいと思います。よろしゅうございますか。

宮澤委員

結構でございますが、この委員会だけは、部会の結論とそれから答申書と内容が違う結果になったわけですね。

今までも細心の注意を払っておいでになっていただいていると思いますが、特に部会の方々に委員会での審議等々のとこの説明ですね、説明責任をしっかりと果たしていただいた方がありがたいんじゃないかなと、こんなふうに思いますので、この点だけ付け加えさせてご意見させていただきます。

宮地委員長

ただこれはですね、私は思うんですが、部会の答申はダム案でございましたけども、委員会はダム案はやめるということではございません。むしろ凍結をして調査をしるということにポイントがあるわけです。ですから、今、宮澤委員がおっしゃったことは、実は多分この答申を受けて県の方がいろいろ町村にこの答申の趣旨をご説明になるんだろうと思います。実際に他の町村でもやっておられます。ですから、そういう時に、やはりその内容をよくご説明いただく。そういう趣旨でよろしゅうございますか。

宮澤委員

はい、結構でございます。

宮地委員長

わかりました。それじゃあそうさせていただきます。

それでは駒沢川の答申はこれで確定をいたしました。ありがとうございました。

今まだ11時40分でございます。ただ、午後の審議でですね、角間川の答申をまだ午前中の起草委員会の議案の準備ができておりませんで、ちょっとそれに入るわけにはまいりません。それでどうしましょう、20分ぐらいの間、次にまだ角間の議論の他にありますが、他のテーマもあるわけですが、竹内委員、角間の議論をする時に、今日この3番目の角間ダムの各代替案費用比較について、このへんがございませぬ。これを説明しておいた方が、どうでしょうか。

高橋委員

いいですね。

竹内委員

はい。

宮地委員長

それを説明しておいた方が、あと角間の議論に入りやすい。このご説明お願いできますか。それじゃあ、お願い、こちらから、お願いいたします。

幹事（食品環境水道課）

食品環境水道課です。それでは資料3につきまして、

宮地委員長

マイク入ってません。

幹事（食品環境水道課）

食品環境水道課です。それでは資料3につきまして説明させていただきます。

この資料は、前回ですね、委員会におきまして、角間川につきましてさまざまな利水代替案を検討していただきましたけども、その内容バラバラだったんで、一覧表にまとめてくれという話がありましてまとめたものです。表の上は角間ダムそのものの建設費を示してあります。ご存じのように全体事業費は236億円という内容です。下の方にですね、検討をいただきました代替案につきまして金額の積算結果を一覧してあります。一番上が角間ダムを利用した場合、以下、井戸、新幹線トンネルの湧水、それから砂防ダム、利水ダム、こういう検討をいただきました。おのおのの事業費はその右にあります全体事業費のところに記載してあります。4番目にですね、利水ダムというのがあります。中野市の場合ですと、125億ないし140億という内容になっております。これのダム部分の費用ですけども、利水ダム建設費は部会での検討で、最後の注にありますように、110億ないし130億、要するであろうという結論がありまして、その金額を中野市が使う水1万m³/日、それから山ノ内町が要する水3,000m³/日、10対3の割で分割しましてですね、後に水道の費用を乗せて負担額を計算してあります。

以上です。

宮地委員長

そうですか。ただ今のご説明ですがおわかりですか。私ちょっとわからなかった。今の利水ダム建設費は110億ないし130億、これはございましたね。それで、山ノ内分が25億ないし30億、こう書いてあるんです。この中野市の125億っていうのは、だから12

5ないし140っていうのは、85ないし100億で何が加わっているんですか。今の1万m³/日のことですか。

幹事（食品環境水道課）

ダムを造りましてですね、利水ダムを造ります。そこから水を導水しましてですね、あと浄水場というような水道として利用する全体の設備を載せてありますので、この金額になります。

宮地委員長

ダムだけじゃなくて、引っ張るとこの。ああ、そうですか、わかりました。すいません。

そうすると、結局、竹内部会長代理にお伺いするのはいいのかわかりませんが、結局もし利水ダムを考えた場合に、やっぱり市町村の負担分というのはどれだけ実際にあるかという、やっぱり一番最後の46ないし48億とか、4.1億ないし4.7億。これが他の施設との比べ合いになるんでしょうかね。

竹内委員

どの場合でも、要するに今までの試算の中では、山ノ内は特に負担が増えると。あるいは中野についてもダムの場合よりも増えると。大体がですね。したがって、今までの論議は県が支出したであろう、ダムの場合に支出したであろう、その上下の中でものを考えたらどうだっという話がありましたんで、いずれにしても今回の答申の中身というのは、今までの論議されているのは複合的な案なんですよね。ですから、まず井戸を掘って、どの程度の水源が確保できるのか。それによってどうしても不足する市自体が生じた場合に違うことで、例えば砂防ダムを活用した案、それから利水ダム、それでもなおかつ不足する場合はっていうことですから、一概に言えないんですけど、ただ県がダムを負担の一般財源、一番上にあります58億6,000万円。この内、治水分でいわゆる代替案の場合は約3億円、治水として使った、引いた金額は55億6,000万円になるわけですね。その分を、要するに利水のどこか県の下のとこの負担のところの中である程度運用しながら、市と町の負担を軽減して考えるとすれば、例えば利水のダムの場合であってもある程度軽減と言いますかですね、町や市の負担っていうものはある程度減りはしないかと。これ利水ダムに限らないんですけども、全体のこのとこの場合については。

宮地委員長

そう見るべきなんですな。

竹内委員

そのための一応の目安としてのこれは試算表という意味なんです。あくまで参考ですけど。もう一度確認するんですけど、ダムの場合の22億9,000万、市と町の負担については、これはさっきの管網は入っていましたっけ。利水ダムに上乗せした分の。

幹事（食品環境水道課）

負担金だけの金額です。

竹内委員

そうするともう一度確認ですけど、利水に上乗せした分は、例えば中野市でいけば100、いくらですか単純に。管網で。

幹事（食品環境水道課）

中野市の場合ですと、125 - 85ということで40億程度。

宮地委員長

私ちょっと今、竹内委員の質問がよくわからなかった。

竹内委員

要するに、

宮地委員長

市町村で22.9億ありますね。ダムを造った場合に。これに何が入ってるか、入ってないかっていうご質問でしたね。

竹内委員

はい、負担分です。負担分じゃなくて管網整備。

宮地委員長

ああ、そうですか、管網整備。

竹内委員

ダムから引いてくるんですよ。

石坂委員

それもこの下の表のこれで利水分ですか。

竹内委員

それを利水のところに上乘せしてあるんですね、それは。

宮地委員長。

そうですか。いずれにしても、これ、この中でいろいろ比較して書いてある。だけど新幹線トンネルは高くて駄目だというような結論でした。はい、どうぞ。松島貞治委員どうぞ。

松島（貞）委員

利水ダムの話を前々からしておるんですが、部会で検討して、ある時に提言されておるんで、この表はやむを得ないと思うんですが、私どもが提案、考えておるのは、これほど大規模なダムではないんですよ。利水で、利水専用の堰っていうか何かというのは。ところがダムっていう話になると、もう100年堆砂を見て、何とか容量見て、何とか容量見てって、そういうことしか考えられない。そういうふうにしかな幹事会の方で考えられないんで、要するに何回比較しても同じということになってしまうんですよ。ちょっと午後の答申案見てないんでわかりませんが、代替案として利水ダムというのも選択肢の一つということになるとすれば、その規模については十分検討せよっていう、そういうことを加えなければ、単なるこの130億、50メートルだかの100年堆砂でもってどうのこうのっていう話になってしまうと、利水ダムを提言しておるその趣旨というのが伝わらんっていう思いがしてならないんです。

宮地委員長

利水ダムということの何かイメージがですね、まだ必ずしも統一がとれてないように私は思いますんですけど、ただ県の方にこれを試算をお願いしたのは、要するに本当に堂々たる利水ダムですよ。正面切った利水ダムを考えたらどのくらい勘定になるか試算してみてくださいというお願いはした。これはある。ただし、もっと小型のものであり得るか。つまり利水

ダムっていった時に、水道水の1万3,000m³/日を確保するというだけじゃなくて、その他の不特定用水というものもあるもんだから、それが入ってきてこういうことになる。一つの勘定の判断はそうなってると思います。今のご意見、ごもっともなところは私はあると思うんですが、午後にですね、角間の答申案を議論していただく時に、実は午前中の起草委員会でも、要するに井戸を掘るという代替え、それから砂防堰堤を水資源として活用すると、こういう意見と、それから利水ダムの建設。この三つについてのウエイトの置き方と申しましょうか、考え方をもう少し整えた方がいいというようなご意見ございました。ですから、そういうところで多分、松島貞治委員のお考えも少しかみ合ってくるように私は思うんですが、どうでしょう。今日の午前中、竹内さんどうでしょう。

竹内委員

あくまでですね、この財政試算からの話になったんですが、あくまで井戸が先にあってってことなんです。段階的に、最終的に、どうしてもなければ利水ダムも水利権の絡みから含めてありますよというだけの話で、だから規模が段々小さくなってっていう発想なんです。

松島(貞)委員

砂防ダムの活用もあってってことですか。

竹内委員

ええ、そうです。

宮地委員長

ですから、そのようにちゃんと造るとこのくらいになっちゃいますよという話がここへ付いているわけだと思いますが。

竹内委員

ですから例えば先ほどの話で、上の角間ダムの場合に22.9っていうのが負担金で、一番上の表にはないんですけど、下の表の比較費用では角間ダムの場合、中野市の場合、例えば41億ですよ。管網含めて。そうすると、例えば利水ダムの場合46億ですよ。これがですから、井戸とかいろんな組み合わせになると一概には比較できないんですけども、こういう比較でいけば、ある程度どんどん規模を小さくしていけばですね、費用もかなり削減されていこうと。それと井戸との関係、どれくらい初期投資したかっていうこと問題にもなるんですけども、あるいは井戸からの管網のものとの比較もしなきゃ一概には言えないですけども、ただ井戸が出てけば段々と費用も減ってくださうと。それと同時に、先ほど言った県の負担である程度のことを、補てんを考えていけば、ダムと同程度のものが負担想定した場合にできやしないかと。一挙に在るわけじゃなくて、段々と需要を見ながら必要な分だけ井戸を、というか水需要を見ながらその水源を探っていくことを順次やっていくという前提に立ってるということで、段階的複合案ということなんです。

石坂委員

だからそういうことを考慮しないたたき台ということでこの資料をね、見ればいいわけですよ。

竹内委員

ええ、あくまでも参考です。

石坂委員

これをどうお料理して使うかってことは、

宮地委員長

はい、そうです。いかがでしょう。一応これご説明をいただきまして、これも頭において午後の角間の答申案、具体的に起草委員会で午前中に練ったところを見ていただいて、ご意見を承ったらと思いますが、そういうふうでよろしゅうございますか。

そうするともう12時7分前ですので、ここで昼食の休憩に入って、午後1時から、午後1時で準備は整いますか。

田中治水・利水検討室長

はい、間に合いそうです。

宮地委員長

そうですか。もし万一間に合わなかったら、また次の議題の方をちょっと入りますが、それじゃあできるだけ間に合わせていただくようにいたしまして、午後1時まで休憩をいたします。どうもありがとうございました。

(昼食休憩)

田中治水・利水検討室長

それでは、1時になりましたので午後の審議の方をお願いいたします。

宮地委員長

はい。それでは、休憩前に続いて審議をお願いいたしたいと思えます。

午後の議題は角間川の答申についてということでございますが、もう既に午前中に「角間ダムの各代替案費用比較について」、これはご説明をいただきました。午前中の話で何か特にこれについて、また今、聞いておいた方がよろしいことはございますでしょうか。お金が並んでおりまして、午前中の話では、あのことを頭において答申案を議論したらどうだということがあったように思っておりますが、そういう方向でよろしゅうございますか。はい。

それでは、この答申案、お手元に午前中やった起草委員会の案が出されておりますので、ひとつこれについて部会長代理の竹内委員からお願いをいたします。

竹内委員

はい。それでは前回の論議いたしました意見、それから委員の皆さんから寄せられた意見を元に、今日、起草委員会をやりまして、修正したものをお手元に配布されてますので、朗読は行いませんけども修正箇所だけ申し上げるということでご理解をいただきたいと思えます。

まず、2ページ目の(4)です。これについてですね、少しわかりやすくするというのと、いわゆる地下水源、それから砂防堰堤、それから利水ダムという順列といいますか、順番をはっきりさせるという意味からも字句修正をしたらどうかということでございます。「水源調整や角間砂防堰堤の水道水源としての利用について」とあったんですけど、それを取りまして、「利用を検討してもなおかつ水資源に不足を生じる場合には、適正な不特定容量を持つ」ってなってますけども、わかりやすく、特定容量との関係をわかりやすくするために、「合わせ持つ新たな利水ダムを考慮することもやむを得ない」と、こういう表現に訂正をいたしました。これについては宮地委員長、それからどなただったかな、お二人の委員さんから、大熊委員さんから意見を寄せられまして、それを修正をいたしました。続きまして、4ページの上段の方の「一方、ダムによらない治水対策は、パラペットには計画水位が下がらない」というふうになってたわけですけども、字句的にちょっとおかしいではないかとい

うご指摘を植木委員さんからいただきまして、「パラペットでは計画水位を下げられないことや」ということで訂正をいたしました。それから同じページの角間川の利水対策の下ですけれども、4ページの下ですが、「ヒ素や硝酸・亜硝酸性窒素の除去施設」ってあったんですけども、「亜硝酸性窒素による汚染対策が必要なこと」ということで訂正をいたしました。これは松島委員さんからご指摘をいただきました。それから5ページ目の一番上段から2行目「井戸による対策案は調査不足である」ということで「水源調査を行い」になってたんですけど、「踏み込んだ水源調査を行い」ということで、ちょっと補強を松島委員さんからいただきまして訂正をいたしました。それからその下に「高社山等の火山域や」ということで追加をして、より具体性を持たせるということで、松島委員さんからご指摘ありまして追加をいたしました。それから6ページ、一番最後のページになりますが、これは先ほど冒頭申し上げた2ページ目の(4)のところを統一いたしまして、同じ文面で「水源調査や角間砂防堰堤の水道水源としての利用を検討してもなおかつ水資源に不足を生じる場合は、適正な不特定容量を合わせ持つ新たな利水ダムを考慮することもやむを得ない」という表現にいたしました。これは一番下の欄も同じでございますので、一番下も同じだということでご理解をいただきたいと思います。それから次に(5)として追加をいたしました。「地下水源汚染について、良質で十分な地下水保全対策を検討する」ということで追加いたしました。これは松島委員さんからご指摘ございまして、これは特に温泉地であるということ、それから果樹園等の農薬の関係もあったりして水質をどう保全をしていくのか、あるいはその対策を行っていくのか、それと同時に地下水の汚染を防ぐ対策についても検討をすべきではないかと、こういうご指摘いただきまして、それを追加をいたしました。ならびに、今まで(6)になってますが、(5)でしたのでこれを(6)に訂正をするということでございます。

以上が今日行われました起草委員会で最終的に皆さんからいただきました意見を元にして、最終的にまとめた案ということでご理解をいただきたいと思っております。以上です。

宮地委員長

はい、ありがとうございます。既に元の文章はお読みだと思っておりますので、訂正した箇所についていかがでございましょう。順番にまいった方がよろしいかと思っておりますが、まず1ページの基本的なところは答申の治水対策の答申の原案、利水対策の答申の原案、こうこうこうすべきであるというところは全然変わっておりません。それで、特に積極的に対応する時に2ページの(4)でございまして、やはり竹内委員からご説明ありましたように、井戸の調査と、それから角間砂防堰堤の利用というものと、それから利水ダムというところにはちょっともうひとつ高い障壁がある。話がよくよくのことだという感じをあらわそうということでこういうふうになったと思っております。まずこちらへん、この2ページのところからまいりましょうか。誰かご意見ございましたらどうぞ。起草委員の方はご存じでございまして、起草委員でない方、こういう訂正はどんなふうにお感じでございましょうか。高橋委員、松島委員、藤原委員、確か起草委員じゃないんですが、五十嵐委員もそうです。いかがでございましょうか。宮澤委員、すいません。私これをちょっとこう書いたらって提案したのは、やっぱり率直に申しまして、多目的ダムを造る、造らないという方向はあるのに、利水ダムを造るっていうのはよくよくのことだなという感じが強いもんですから、こういうニュアンスを私はお願いをしてみたわけでございますが、どうぞ。

五十嵐委員

これは絶対入れなきゃいけないんですか。まず基本的にはね。一つは、3回同じフレーズ、同じ文章で繰り返すわけですよ。だから文章的にあんまり美しくない。

それから、この2の(4)って、文章がネガティブで4回重なるわけね。何々を検討してもなお何々で、考慮することもやむを得ない。こう何かこう、何かもつとすかつとつかない。それで一生懸命頑張られたことはよくわかりますので、どこか一つぐらい削ったらどうですか。3回も同じこと、同じこう、非常にこう何か不気味な文章が3回も、3回も繰り返され

るっていうのはちょっと。どうですか。

宮地委員長

実は2ページのところはね、これだけ、ここが答申の主文でございますので、これはぜひ落とすわけにはいかんと私は思うんです。それであとのところは経過があるものですから、そこへ入れるのにちょっとくどいかなと思ったけど、同じ文章重なっても構うまいっていうんで、2ページのところは総合判断に至った理由で、3ページのところから申しますと、

五十嵐委員

それだったらですね、6ページ、同じページにまったく同じ文章2回出るわけでしょう。このうちのどっちはカットするというわけにいかないですか。

宮地委員長

そうですか。ここはね、そう無理に入れなくても、複合的なことだといって途中に出たことを書いた。

五十嵐委員

文章的に言えば、5ページの上の方ですね、上の方のくだり、6ページの上の方のくだり。ここは取ってもいいんじゃないですか。

石坂委員

最後じゃなくってね、これね。

五十嵐委員

ええ。

宮地委員長

6ページの上を。

五十嵐委員

ええ。

宮地委員長

そこならね。

五十嵐委員

そう、そう。

宮地委員長

かえって一番最後は取ると、まとめになってますから。

五十嵐委員

そう、そう。

宮地委員長

そこは確かにおっしゃるとおり、要するにどんどんどんネガティブな方向へ持っていたっていうのが正直なところなんですが、だからそういう意味での文章表現は別といたしまして、3カ所っていうのはあまりに煩雑だ。かえって強調してるような感じも実は

ある。

五十嵐委員

そう、そう。同じページに同じくだりが出てくるから。この短いセンテンスなのに2回出てくるのは、やっぱり6ページの上を取っても文章を損ねないと、趣旨は損ねないと思えますけどね。そんなことを感じました。

宮地委員長

いかがでございましょう。皆さま方、むしろ起草委員はとにかく同じでやってもしょうがないと思ったわけですから、他の方、やっぱりちょっとくどすぎるといふことならば、全体の筋はとおるようにしてという立場ならいかがか。高橋委員どうですか。

高橋委員

ちょっとずれてるかもしれませんが、わかりませんが、その利水ダムなるものは本当にできるものなんでしょうか。法律的に。これは市町村長が申請をして国、県から許可をいただくんでしょうけれども。

不特定の容量を持てるようなこの川に、現実として利水ダムが許可になるんでしょうか。誰かわかっていればちょっと、県の方で、県はあまり利水ダムっていうのはやってませんのであれですけども、河川課の方で何かわかっていれば教えていただきたい。本当に提言してもできないものを提言しても困るんじゃないかなって気はするのは、利水ダムというものは許可になるものなんでしょうか。

宮地委員長

なるものでしょう、それは。どうだろう。どうですか。そう言われると私もよくわからんのですが、しかしこの意味はですね、やはり委員会の中で純粹の利水ダム、要するに水利権を得るためには利水ダムというものにしなきゃいかんという話がございましたですね。

高橋委員

わかります。

宮地委員長

だからそれを受けてるわけで、だから現実に、しかし法律的な制限ってそんなもんありませんか。

石坂委員

それは補助制度があるんだから可能でしょう。利水ダムの補助制度というのが現としてあるわけだから。

宮地委員長

あるんじゃないです。

石坂委員

ありますよ。

宮地委員長

砂防ダムがあって、

高橋委員

そんなに利水ダムっていうのありますか。

石坂委員
あります。

宮地委員長
あり得るでしょうね。

高橋委員
いや、できればいいですよ。

宮地委員長
いや、できるか、現実の可能性は別にしましてね、これは全然やっちゃいかんもんだとか、そんなものはないと私は思いますが、どうぞ。

石坂委員
できるかできないかということ言えば、今日午前中の最後にご説明いただきましたように、厳然として国に補助制度があるわけですし、地震があっても大丈夫という事例によくひかれる兵庫県の五本松ダムですか、神戸の、あれは利水専用ダムですのでね、十分制度的には可能で、どうしても必要があって造るということに対しては補助制度まできちんとあるわけですから、私は可能と思います。ただ、ここで議論しなくちゃいけないことは、だから私もね、この議論の中で、例えば今日午前中を起草委員会でかなり苦勞して、委員長のご提案でこの文章を挿入したんですけれど、利水ダムという言葉を入れるか入れないかってことでね、議論の結果として入れなくてもいいじゃないかっていうことで合意が得られれば、それは入れなくてもいいし、むしろ入れない方がいいんじゃないかっていうふうには実は思うんです。ただ、入れざるを得ない現状としましてはね、ここの角間につきましては、残念ながら、やはり水源確保のための調査があまりにもされてないわけですよ。地下水の調査を含めて。だから実際に調査をすれば、今までの議論の到達点と、現地も見せていただいたりした検討の中では、ほとんどのメンバーの人が共通の認識を持っておられると私は思っていますが、適切な場所に井戸を確保して、それで足りない分の水を角間の砂防ダムから利用させていただいて、それを合わせることで、合わせて1万3,000 m³/日の水需要量についても適正な見直しなどを図っていくこととか、それから大きなネックになってます汚染の問題で、汚染を避ける場所への井戸の確保とか、例えば汚染の汚染源ですね、例えば農薬の使用などを減らすいろんな技術開発が今されてるわけなんで、そういうかたちで例えば硝酸性窒素をもっと量を削減するということは今後十分可能なわけで、そういうすべての組み合わせの中で、私はやむを得ないというこの最後の最終選択の選択肢である利水ダムに至ることは、ほばないだろうと思いますけれども、それは調査がされていない以上ね、絶対ないとも言えないっていうことで、丁寧さには丁寧さをつけていうような、議論の中でこれが出てくるんですよ。だから、それは逆にこの答申の中で基本的には井戸と砂防の組み合わせでクリアできるんですよっていうことを答申することがメインでいいじゃないかってことになれば、利水ダムという言葉そのものも、それからこの苦勞して作った表現もいらなくなるはなるんですけど、調査がされてないので現実が正確には把握できないという中で、それをどう考えるかっていうことだと思うんです。

宮地委員長
はい、先ほどの質問いかがでございましょう。

幹事（河川課）

河川課でございますけれども、先ほどの利水ダムの話で法律上どうかというお話でございますが、許可の部分に関しますと、特に法的には問題ないというふうに考えてます。技術的な部分はどうかというのは検討しなければいけないと思いますが。

宮地委員長

はい、それはそうですね。そうするとやっぱりこれは、そういう気持ちはどうする、取り入れるかどうかということで、私こう言ったのは、むしろ本当は石坂さんのなくてもいいという方に近いんですけども、書かれてるいろんな状況があるので、それをもうネガティブにネガティブを重ねて引っ張っていったというのが、私の偽らざる気持ちでございます。

宮澤委員

委員長のこのあと出てくる総括提案の中に、法律は現場から作られるという表現がございます。私はそういうことを考えて今、委員長がご苦労されて出されたこの私はものでいいんではないかというふうにご賛同を申し上げます。

宮地委員長

そうですか。はい、ありがとうございます。いかがでしょう。

松島（貞）委員

私も、もともとあちこちで利水ダムという発言もしたこともございまして、多くは負担の問題で代替案にならなかったという経過であります。ここは実際に検討もされておるんで、こういうふうに入れていただくことがいいんではないかと思っております。ちょっと小さなことなんです。2ページのこの順番にどういう意味があるのか、持たせるのかわかりませんが、一つはこの利水ダム、私は角間砂防堰堤の水を利用するっていうのが一番有効だと思っておるんですが、その時問題になったのが水利権の話があって、そのことも含めると、利水ダムというのも視野に入れることがいいんではないかという意見もあったことを思うと、(5)の水利権の調整っていうのが、もし順番に優位性があるとするならば、4番が水利権で、(5)が利水ダムというようにしていただくといいのかなというふうに思うんですが。

宮地委員長

待ってくださいよ。そうでしょうか。水道水源として角間砂防堰堤を利用するっていう意味は、そこからは水利権は生じないという解釈でございましたね。そんなもんだから、水利権を得るためにはどうしても利水ダムが必要だと、そういう話の順番になってたように私は思うんですが。

松島（貞）委員

水利権の話はですね。

宮地委員長

だから、そういう意味でこの利水ダム、

松島（貞）委員

ただ水利権の量がですね、決められておるんですね。山ノ内町の確かケースは。山ノ内町が取る量は、それも例えば表流水を中野市も取れる、山ノ内ももっと多く取れるっていうには、水利権の調整っていうのはやっぱり必要になる話であるので、そういう意味からいけば、今日の新聞報道では、昨日知事が会見で水利権のことも言われたようでございますけれども。県も積極的に水利権の調整っていうようなことが前段にあって、利水ダムっていうことがどうなんかなというふうに思うんですが。別に構いませんけども。

宮地委員長

全体としてどっかで水利権の調整っていうのは必要になるんですよね、ある意味で。だからダムを、砂防堰堤の利用ということと利水ダム、そういうものを両方合わせて関係してる、広い意味では関係してるかもしれない。よくわかりませんが。だから、はい、どうぞ。

高橋委員

利水ダムっていうのは水利権の問題で造るダムっていうことなんですよ。

宮地委員長

一番、そうですね、ポイントだったんですね。

高橋委員

ですから、私は砂防ダムは駄目だと言うから、利水ダムしかやむを得ないだろうと。水利権の問題を解決するにはそれしかないわけですから。だから、利水ダムと水利権ってものは非常に密接な関係があるわけです。

宮地委員長

松島貞治委員いかがでございます。

松島（貞）委員

それ逆に言えば水利、角間砂防堰堤の水は別に水利権は影響ないんだけど、それを使うことになると水利権の話っていうのは調整があるっていうことなんですよ。

高橋委員

そういうことですね。だから、私は村長の意見と同じなんです。

石坂委員

水利権、だから水利権の検討の方が優先課題であろうというわけなんですよ。だからそういう意味では順番は変えても別にいいと思うんですけどね。

高橋委員

私もそういう意味で順番を変えるべきだろうと思う。

宮地委員長

そうですね。変えてもいいですか。どうでしょう。4番と5番とひっくり返すっていうわけですね。どっちがいいですか。

松島（貞）委員

大した話じゃないね。

石坂委員

変えた方がよければ変えても別に大勢に影響はないんじゃないですか。

宮地委員長

どうしましょう。

高橋委員

本当はそうでしょうね。

石坂委員

ええ。変えた方がすっきりすれば変えて。

高橋委員

5番が先でしょうね。

宮地委員長

5番が4番になった方がいい。そうですか。そういうご意見だったら、

高橋委員

これで調整がすめば、

石坂委員

利水ダムはいらない。

高橋委員

利水はいらないわけですからね、利水ダムは。

宮地委員長

そういうふうになりますか。

高橋委員

ですから、そういう意味では、

石坂委員

優先順位としても。

高橋委員

優先順位としてはそういう。

宮地委員長

はい、わかりました。それでは今のご提案は5番を4にして4番を5番にする。順番上と下とひっくり返します。それが2ページのところでございまして、やむを得ない、何とかもやむを得ない、五十嵐委員、よろしゅうございますか。

そういたしますと新しいところは今度は4ページになりましょうか。「パラペットには計画水位が下がらないことや」とかいうのを、「パラペットでは計画水位は下げられない」。これは当然というか、素直な表現ではないかと思っておりますが、このへんもよろしゅうございますか。これはそうご異議がない部分だと私は思いますが。それじゃ、4ページのもう一つ下の、「ヒ素や硝酸・亜硝酸性窒素の除去施設が必要なこと」というところを「による汚染対策が必要なこと」、つまり、それを希釈するということもあり得るだろうし、いろんな話があるということで対策というふうにまとめました。除去施設だけではない。このへんはいかがでしょう。

(結構です)

宮地委員長

よろしゅうございますか。

(いいです)

宮地委員長

はい。それでは5ページの一番上から2行目、井戸による対策案、調査が不足である。「踏み込んだ水源調査を行い、現実的な案になれば費用が減るであろう」、これもよくしっかりやれば安くなるということでございますので別によろしいかと思いますが、どうでしょうか。

(いいです)(結構です)

宮地委員長

はい。それからもう一つその下の、丸が5つ並んでおるところの5番目ですが、高社山等の火山域や笹川と泡貝川合流点付近にはこういう可能性がある。これもこういう意見が出たということでございますし、確かにこういうこともおっしゃっておられました。要するに、かなり広域的に探せという趣旨で、具体的に土地のことまで言ったということでございますが、よろしゅうございましょうか。

(結構です)

宮地委員長

はい。そうするとあとは6ページのところですが、6ページの、先ほどのご提案で6ページの上の3行は削除をいたします。それからちょっと今読んでおましてね、一番最後の委員会意見のまとめ、これがこんな、こうこう「複合的な利水対策を答申することとした」って、その次に水源調査何とかもやむを得ないとした。ぱっといっいいですか。ここは「なお」が付いた方がいいように、言葉の続き上はそういう気がするんですがね。あんまりぶっきらぼうだと、だからここは「なお」というのはやっぱり残しておいた方が言葉の続き上は安定感があると思いますが、いかがでしょうか。それから、すいません。もう一つちょっと忘れまして。6ページの上からの5のところ「地下水汚染について、良質で十分な地下水保全対策を検討する」。要するに、あそこの土地柄というものがあるから、水の性質については十分な調査をやるし、それから地下水の保全対策もやってほしいと。山ノ内はなかなか渋るようなところがあるようですが、そういうことを申し上げたわけです。で、5番を6番にするということでございますが、そのへんいかがでございましょうか。角間のお話は前回の委員会の時に、ここにおられる砂防課長さんと丁々発止をやって、かなり議論をしたところでございますが、こういうところに落ち着きましたんですが、よろしゅうございますか。

五十嵐委員

結構です。

宮地委員長

別にご異議ないようでございますので、ただ今のような修正案ということで角間の答申を確定したいと思っております。ありがとうございました。

済んだということになりますが、それではこの答申につきましても、同じように6月の24日を予定しております。私も出ますが、角間の場合、部会長代理であられる竹内委員がおられますので、幸い長野市ですからご一緒願いたいと思っておりますがよろしゅうございますか。

はい、それではそういうふうにさせていただきます。もう一遍読み直して、ちょっと、ほんのちょっとした修正があったら私の、一任していただいておりますが、

(結構です)

宮地委員長

どうもありがとうございました。

はい、それでは答申という一番ポイントが済みましたんで、ちょっとほっと、実はほっとしておるわけですが、あと残っておりますのは、実は全般的な委員会としての総括的提言というやつと、それからもう一つは、この委員会が今後の長野県の治水利水の対策についてどうかかわっていくかという問題が二つ残っております。どうしましょうか。今、始まって30分だから、もう少し議論続けましょうか。皆さんおいでのうちの方がいいと思いますんで。はい。

それではですね、お手元に「治水・利水問題についての総括的提言」というものが私の名前でここに書いてございます。実はこれは前回の委員会の時に、こういうことをぜひまとめるべきではないかというご提案がございまして、実は私、前からこういうご提案も委員会のかなり初期の段階でございまして、それでは考えてみましょうと少し気楽に引き受けてしまったんですが、さて、どういうふうな筋書きで書いていいかということは、実は何にも議論しておりません。それで、まったくここに書きかけたことは一部の委員のお知恵もお借りしましたけども、もうほとんど私の独断で書いております。それでこれは一応皆さま方、前もってお読みのことと思いますが、まず、どういう趣旨でこれを書いたかということをやちょっと申し上げておきますと、私はもう既に九つの河川の答申を出したわけですが、その中に各河川ごとですが、例えば高水の問題とかいろんなこと、個々の提言はしてあるというつもりでございます。それで、今ここで提言をまた改めてこの問題がある、この問題があるということを一いち言うよりも、むしろそういうものを総括的に見た時に、今後の長野県の治水利水問題について、実は県にこういうふうな方向で取り組んでほしいと、そういう全般的なものを主にして、私はこういうふうに書いてみたわけでございます。ただし、これは皆さま方のご意見とはかなり違うところがあるかもわかりません。そういう意味でこれをお読みいただきたいと思っております。それで、特に本日ご欠席の委員がおりますので、その方々にもご意見を伺いました。それがお手元の資料の3ページに大熊委員の意見がございまして、その大熊委員の具体的な細かい点についての書き改めなんか、4ページ、5ページに載っております。それから高田委員のご意見もございまして、7ページのところにございます。それから松岡委員からのご提言が、この「法律は現場が作る」、先ほど引用されましたが、この文章についてのご意見が載っております。それから最後に松島貞治委員からは、これはこれで結構ですというご意見をいただいております。それで今日、ご出席の委員からは特別にまだご意見を伺っておりませんので、ひとつどういうふうにやってきましょうか。むしろ、ここに本日おいでの方から、ここはどういう意味だとか、ご質問あるいは提言、修正の提言をあったらおっしゃっていただいた方が、それで全体としてまとめてまいりたいと思っておりますがどうでしょうか。どうぞ、おっしゃってください。

高橋委員

非常に素晴らしくまとめていただいて私は結構だと思いますけれども、2ページ目の上から5行目まではいいんですけども、特に水利権の問題が非常にあったわけですけども、これらを、この「水需要計画は関係自治体の政策とも綿密に関連する問題であること」、それから、

宮地委員長

どこになりますか。

高橋委員

2 ページ目の 5 行目。全体的はいいんですが、このへんに水利権の問題がありましたよというのを、水利権の問題を入れてほしいと。私はそれ一点だけでございます。入れるとすればこのへんに入れるのかなと。

宮地委員長

水利権の問題を入れる。このへんにね。

高橋委員

非常に長い歴史のある水利権っていう問題がですね、今回非常に部会でも、各部会全部そうですけども、そういうものだったということで。

宮地委員長

はい、そうですね。それは私は、はい。

高橋委員

それだけです。

宮地委員長

今のご提案、ここらへんに、要するに水利権をどういうふうに、水利権の調整ということですよ、黒沢の場合ですと水利権の新たな獲得ということもあるんですがね、どういった表現にしたらいいんですか。何か例えば、どこへ入れるかは別にして。

高橋委員

やっぱり県が、何ていうんですかね、関係機関に働き掛けるっていいですかね、特に既得水利権の問題なんか問題になってるわけですよ。

宮地委員長

そうすると水利権の調整ということですか。

高橋委員

調整っていうことですよ、県が。私はそう思います。あとは結構でございます。

宮地委員長

先ほどもちょっと出たと思いますが、知事が水利権の問題の調整を、水利権の問題やった方がいいという新聞記事、今日ございましたね。

高橋委員

ああ、そうですか。私ちょっと見てません。

宮地委員長

信濃毎日新聞に、どなたかおっしゃったように思ったんだけど、違ったっけな。私、今朝新聞で読んだ記憶があるんです。

高橋委員

ああ、そうですか。

宮地委員長

水利権の問題は非常に大事だということを書いてましたし、それから昨日だったか、

梓川頭首工の改造の記事も出ておりましたし、これは黒沢は非常に関心高いだろうなと思いましたが、要するに水利権の調整をしてほしいということをごへ入れるんですね。ここは「交わされた」と書いてあるものですから。はい、それじゃあ、今そのご意見をちょっと承りました。他に何か、どうぞ。

五十嵐委員

今日、最終的議論が全部一致するまでこれもやっぱりやるんでしょうか。それとも要望をして、先生がちょっとまとめていただけるとのことなんでしょうか。

宮地委員長

なるべく一致はできたかたちにしたいと思うんですがね、もう、あと寄るわけにはいきませんので。最終的に細かい文面までっていうとどうか分かりませんが、とにかくこういうことは入れるとか、そこらへんのことは任すよとお願いすれば、やってもよろしゅうございますけども。やっぱりできるだけ議論は詰めておいた方がいいと思っております。はい。

五十嵐委員

はい。シンプルに意見を申し上げます。これは全体的な書き方として、計画の事前段階における問題点、それから計画の中途見直しの問題点、さらに今後についてというような、この構想は非常にいいと思っております。それで細かいのか大きいのか分かりませんが、2ページにいくつか追加をお願いしたいってことですね。2ページの一番上の3行目ですが、ここに基本高水の問題がここに書いてありまして「いくつかの問題の再検証が必要であるとの指摘がなされた」とありますけど、その後にはですね、「この問題は、河川改修計画についても重大な影響を与えている」という趣旨の文章を1行追加できないかということです。理由はですね、砥川・浅川に対する河川改修案もそうでありまして、あと七つの駒沢川を除くあれについても、要するに基本高水、現在の基本高水を前提として具体的な堤防の嵩上げとか浚渫をやっておりまして、さらにそれに基づいて財政も実は検討しとるわけですが、どうみてもですね、やっぱり不合理というところはまだ残るんだと私は思っているんです。特に財政の方から言いますとですね、極めてそういう非常に無理な基本高水を合わせた河川改修計画をするものだから、非常に莫大な費用を実は見積もって、これ前から財政ワーキンググループとすると気になっておりましてですね、やっぱり基本高水については、だから、たんにこの経過がいいかどうかじゃなくて、実はここの問題は河川改修計画にも影響しているんですよというようなことがあって、これはやっぱり問題だということを入れてもらえないだろうかというのが第一点です。これ非常にシンプルな問題で、今の3行目あたりの後ろにですね、「なお」というのを入れて、大きな指摘がなされたと、プラスです。「なお、その河川改修計画についてもこの基本高水問題は大きな影響を与えている」というようなことを入れていただいたらというのが一つです。

それから2番目は今後のことについて2個～3個あります。これは否定的な意味ではありません。むしろ積極的な方向です。上から3の2、4、6、7、8行目あたりに、「今回の治水・利水問題の議論の進め方は、ある意味で従来型の行政手法の転換であるとわれわれは考えている」と書かれておりますけど、少しここは、私もこのとおりだと思っておりますけど、少し理由を補強したいんですね。どこを補強するかということですけども、今回の治水・利水問題に関する住民の参加を経た公開での審議の進め方は従来の行政に何とかという。

宮地委員長

ちょっと、もう一遍ゆっくりおっしゃってください。「治水・利水問題...」

五十嵐委員

「の、情報公開と住民参加による議論の進め方は、従来型の...」ここ本当は私の言葉で言

えば、「官僚手法の行政手法とは完全に異なる」というようなことを一応入れたいんですが、もうちょっとそれがきつければ何ていいますかね、少し、何か旧来と新しいのを、意味をもうちょっとアクセントちゃんとしたいということ。

宮地委員長

ああ、そうですか。官僚というか、

五十嵐委員

従来型の、やっぱり県主導のという、行政主導の、主導のとかいうことだとパラレルに、

宮地委員長

ただ、行政手法ということはあったわけですがね、私も行政主導による何とかというふうという言い方もあるなと実は思っておるんですが。

五十嵐委員

これはちょっと、宮地さん練らせてください。もう少し転換だという、

宮地委員長

従来型の行政手法というところをもう少し強く言いたいとおっしゃるわけですね。はい、後で伺いましょう。

五十嵐委員

その次の、この次に市町村の合併問題って、これが入ってる。これは何かちょっと唐突な感じがいたしましたけど、何か文脈は関係するんでしょうかと。

宮地委員長

これは私後で言ったんですがね、つまり自治体の形態は変わってくるから、住民の要求も変わってくるだろうと。それで、だから市町村・自治体・県民、それから県当局、三者一体になることが必要なんだと。つまり今の状況だけでですね、今の市町村の構成単位だけで話が済んでるわけではないかもしれない。そういう意味でちょっと入れたんです。ただし、これは私の実は3日～4日前のことで入れたのが正直なところでございます。

五十嵐委員

そうしたら、要するに自治体というものの形態や中身や、あるいは自治体に所属している市民のニーズが異なるっていうのであれば、合併だけ取り上げないでですね、何か自治体を巡る環境は大きく転換しつつあると、財政問題でも、ニーズでもとか、そういうかたちにした方が、よろしい。合併ももちろんあると思いますけれどもね。

宮地委員長

自治体の形態の転換、違う。どういうふうに具体的に言ったらいい、合併なんて、

石坂委員

合併もその一つだけけれども、自治体を取り巻く環境の変化っていうのは市町村合併だけによるものではないというご意見だと思うんですよ。

五十嵐委員

そうです、そうです。

宮地委員長
なるほど、なるほど。

石坂委員
だから合併だけ書いてしまうとちょっと狭くなってしまふんで、「合併」って言葉だけ取って、自治体を取り巻く環境の変化っていうね、

五十嵐委員
そう、それでいいんです。

石坂委員
大きな住民ニーズの変化と。

宮地委員長
そうすると、むしろ「合併の進展とともに」なんて言葉はなしで、自治体の形態のどうか、

石坂委員
だから、「市町村の合併問題の進展とともに」まではいかない。

宮地委員長
それいかないということですか。ああ、そうですか。はい。

五十嵐委員
だから、もっと文章ちょっと今すぐぱっとあれですけど、今後、

石坂委員
自治体を取り巻く環境の変化みたいな言い方。

五十嵐委員
そうそう。「長い目で見ると自治体を取り巻く環境が激変することを予想され、したがってそれに基づいて住民ニーズの変化も予想される」というような趣旨です。

石坂委員
日本語がうまい。

宮地委員長
形態の転換と言わなくていいんですか。

五十嵐委員
だからかたちね。つまり、県とか市町村とかそういうかたちだけじゃなくて、そもそも自治体とは何をするとところかとか、どこまで環境問題をやるかとか、自治体、市民のニーズをどういうふうに見るかとか、いろいろかたち。合併とかそういうかたちだけじゃなくて本質的なところも変わってくるかもしれないというようなことです。これちょっと文章、今、ちょっと後で考えます。

宮地委員長
「自治体を取り巻く」とおっしゃったんですか。

石坂委員
進展変化、変化進展か、何かその文章がちょっとよくわからない。

宮地委員長
環境の変化、

高橋委員
変化ですね。

石坂委員
変化。

宮地委員長
変化でいいですか。変化に伴い、じゃあ住民ニーズっていうこともいらないですか。

石坂委員
それはいるんじゃないですか。

宮地委員長
あっていいですか。あれば、よければ「実際の取り巻く環境変化に伴う住民ニーズの変化なども予想される」と。

五十嵐委員
はい。

宮地委員長
変化が続きますけど、ちょっとそういうことは考えるにしても。

五十嵐委員
そうですね。

宮地委員長
そう続けてよろしゅうございますか。

五十嵐委員
最後ですが、一番下から、先ほどから問題出てる「法律は現場が作る」というのは、これは非常に私としては大変うれしいフレーズですが、かなり大きなキーワードで一人歩きする可能性があるもんだから、皆さんよろしければこれで決意を固めていただいと、そんなに大げさなことを言わなくてもいいっていうんなら、強いて言えばですね、「政策は現場から生まれる」と。

宮地委員長
政策は現場から生まれる。

五十嵐委員
という感じにしたらどうでしょうかということです。

宮地委員長

はい。実はそのへんは、ちょっと先走りますが、松岡委員も「現場」ということを定義あんまりはっきりしないと書いてあるんです。だから、でも「政策は現場から生まれる」とおっしゃったんですね。

五十嵐委員

生まれる。

宮地委員長

いや、私はそれほどこだわらないですが、松島貞治委員いかがですか。

松島（貞）委員

「法律は現場を作る」というのは私の最も好きな言葉ですが、松岡委員のご指摘もあるので、今、五十嵐委員が言われたとおり「政策は現場から生まれる」というふうに変えればいいというように思います。

五十嵐委員

いいんですよ。これでもいいと私は思ってて、

松島（貞）委員

私もちょっと変えた方がいいのかなと思って、今、新しい言葉考えておったんですが、ちょうど今、五十嵐委員言われたんで。

高橋委員

政策なんだな。

松島（貞）委員

ええ。

宮地委員長

いいですね、これはいいですね。いかがでしょう。いいですねなんて私言っちゃったんですが。その他、後で大熊委員、高田委員のご意見もございましてから入れますが、どうぞ。それじゃあこっちらいきましょう。いいですか。宮澤委員。

宮澤委員

私の方では今の直されたところの「自治体の環境の変化に伴う住民ニーズ」というのは、治水・利水問題の時の住民ニーズの変化って何なのかなと思っておりまして、「伴う住民ニーズ」を取って、「変化も予想され」でいいのではないかという意見が一点。それから、そのすぐ下の行の「県当局」それから「市町村自治体および県民の三者が一体になって」うんぬんから始まるセンテンスですが、特に利水問題を挙げるとしたならば、治水でもそうですが、特に利水の市の水道の認可者は国ですから「国・県当局」と、「国」というのを入れた方がいいのではないかということが二点目。それから下から3行目の「委員会は県職員の」うんぬんというところですが、これは県の職員の意識改革というのはちょっとレベルがここで落ちてきているというような気がしますので、これは「県の長野県改革について」のということにするのか、県職員だけの問題ではないような気がしますので、ここのところで民を訴え、それでいて県の職員に返っちゃうっていうのは残念だと。それからそういうことからすると、「長野県の治水計画は」というところで、取り組みの1、2、3、4、5、6行目に「一方現地事務所からは積極的な新しい提案も見られた」ということですが、この積極的っていうのは

新たに本当にあったのかどうかっていうこともちょっとあったもんですから、積極的な新しい提案という積極的な言葉を、私はこれ気にしておりませんが、あえて積極的な提案も見受けられたのかどうか、そこらへんのところもあったもんですから、そこらへんのところかなと、こんなふうに思っております。

宮地委員長
提案というか、挑戦と書いたんですが。

宮澤委員
挑戦、失礼。積極的な挑戦。

宮地委員長
必ずしもネガティブな方向ばかりでなくて、協力の姿勢もあったということだろうと私は思っておりますが。これは実は松島貞治委員のちょっとお知恵なんですけど、そうですね、松島貞治委員。

松島（貞）委員
ええ。

高橋委員
私はそれでいいと思います。そういう考え方で。

宮地委員長
私は、つまりネガティブな方向ばかりじゃなかったということだと思っておりますけども。

宮澤委員
こだわりません。

松島（貞）委員
例えば、清川とか薄川における対策については、現地事務所の皆さんのご意見や、角間についても中野建設事務所のご意見や、いろいろ、私はここにいて意見を拝聴するだけで、少なくとも今までのものを固執してくってという観点ではなくて、何とか新たなものについていうような意欲も感じられて、非常によかったなという印象は純粹に受けたんで、そういうふうに申し上げたところでございますが。

宮澤委員
結構です。

宮地委員長
先に修正意見ありましたらお聞きします。どうぞ、藤原委員。

藤原委員
2ページ目の下から9行目で、先ほど五十嵐さんがおっしゃってたことなんですけども、この総括的提言が治水・利水問題についてというふうに書いてあるから、多分、今回の治水・利水問題の議論の進め方っていうふうなことになってると思うんですけども、私を感じた、この検討委員会ずっと続いていることでは、単に治水・利水の問題だけではなくて、この検討委員会の審議の進め方っていうのが、これがすごく画期的なことだったんじゃないかな

という感じがするんです。単に、「従来型の行政手法の転換」というだけではなくて、これから各種の委員会、それから他の県でも、この進め方っていうのは多分、取り入れられてくる可能性があるんじゃないかというような気がするんで、この治水・利水問題の議論の進め方というより、もう少しこの検討委員会の評価というものを入れてもいいんじゃないかなと思います。それから従来型の、単に従来型の行政手法の転換というんじゃないくて、これからこういうような検討委員会っていうか審議会がですね、行われてくるというのは望ましいんだろうというふうに思いますから、そこらへんのところを少しニュアンスを変えるといいかなんでしょうか。

宮地委員長

じゃあ今の話はちょっと承っておきますが、どうですか。委員会はやっぱり治水・利水の問題やったわけじゃないでしょうか。だから、それが他のところへ及んでいくだろう。それはもちろん、われわれも期待はしてることは事実だと思いますけども、つまり、これはやっぱり私自身はちょっと言葉を挟みますと、われわれのやってきた治水・利水問題の議論というものがもっと他へ及ぶということを十分期待した上で書いてる。だから、ここで治水・利水問題と書いたのは別に問題ないように思うんですが。はい。承って、また後で皆さんのご意見を承ります。他にはいかがでしょう。ちょっとまとめるために全般のご意見を伺った方がいいと思うんで。

松島（貞）委員

もう一点だけすいません。

先ほど、宮澤委員も言われましたが、確かに最後のところの県職員という言葉は、「県知事もしくは県」というふうにした方がやっぱりいいというふうに思います。

宮地委員長

県知事、あるいは県。県当局になるんですかね、多分ね。そういう意味だと、私もちょっとそういう感じは持ってるんですが。はい、わかりました。後で。

それでは、他の文章になっている委員のご意見も混ぜながら、始めからちょっと進めてまいります。それで、実は文章になって出されたものを私も書いたんですが、それですね、まず始めからいきますとですね、高田委員のご意見の中に、ここにですね、1ページ目の1の早期段階における話のところで3行目です。「見直しを行うようなことはいろいろ問題を生ずる恐れが大きい」、ここを「見直しを行うことが困難になることが多い」と、こう書いてあるんですけども、そのこのとこ、そのへんどんなふうにお感じでしょうか。別に、そうえらいニュアンスが変わるわけじゃないんですが、つまり、後になると難しくなるというか、他のところでいろんな問題が絡まってきて、もう一つ、1行目で「いくつかの要素」ということを「要因が複雑に絡み合っている」と、こういうふうになってますが、そのへんひとつ表現の問題だと思うんですが、どんなふうにお感じですか。一つ一つちょっと決めていきたいと思うんですが。「要因が複雑に絡み合っているの」と書いてございますけども、高田委員の7ページのところを見ていただきますと。私のは「いくつかの要素が複雑に絡み合っている」普通の文章で書いてるつもりなんです。

石坂委員

「いくつかの要素」でいいんじゃないですか。「いくつかの要素」でいいんじゃないですかね。

高橋委員

「いくつかの要素」でいいんじゃないですか。

宮地委員長
いいですか。

石坂委員
と思います。

宮地委員長
そういうご意見ですが。

石坂委員
意味はあんまり変わらない。

宮地委員長
ここは、そう頑張ってどうこうということではないと私は思いますが、一応、元のままにいたします。それから、今の「いろいろな問題を生ずる恐れが多い」というふうにするか、「見直しが困難になることが多い」、どっちが適当なんでしょうかね。確かに進んでしまうと見直しが難しいということは、端的に言えばそうなんですけれども、これもどちらでもいいといえばいいですが、どうでしょう、誰か積極的にちょっと言っていたらいいかな。

石坂委員
大して変わらない。

高橋委員
変わらないんじゃない、大して。

宮地委員長
変わらない。

石坂委員
お好きな方をっていうか。

宮地委員長
変わらないんなら、なるべく直さないようにいたしましょうか。よろしゅうございますか。

高橋委員
意味変わんなきゃ。

石坂委員
本質的なことはね。

(結構です)

宮地委員長
それでは元のとおりにいたします。それから、「計画立案の早期の段階に」というのを「早い段階において」、これは早い段階ならそれで私はいいと思います。「早い段階」にいたしましょう。こういうところをいちいち言ってもしょうがないから、「早い段階において構想を客観的に検討する場を」うんぬん。それから「設け、その内容を審議することが極めて有用である」、これはやっぱり「検討する場を設けることが極めて有用である」と言っております。

これもそういう意味では、場を設けたらやらないことはないですから、高田委員の案に従いたいと私はと思いますが、いかがでしょうか。

五十嵐委員

いいです。どんどん進めてください。

石坂委員

はい、どうぞ。

宮地委員長

「その内容を審議する」、これを取ります。それからその次は、多分、1ページ目では大熊委員の意見に戻りまして、大熊委員のここを見て、もう途中にお考えのもとになっていることも書いてございますけれども、現実的な訂正のところでは、2の進行途中におけるところの2行目ですが「この問題の中に」と、書いてある「中には」、「中にも」と書いてあるのを「中には」ですね。「中には」の方が適当、これも私はそう思います。いいですね。「中にも」なんて言うよりも、いろんな問題の中には、最終決定までの間に人為的な判断がいくつも入り込んでいる。いいですね、これは「いくつも」でよろしいかと思いますが、「いくつも入り込んでいることが明らかになり」と書いてあります。それから、今のは大熊委員の4ページのところの議論ですが。それから次の本文の方で申しますと、2ページのところになります。そうか、大熊委員の5ページをご覧くださいますと、大熊委員の意見書に書いてある5ページのところです。ここが実はですね、本文にもありますが、「水田の減反政策に伴って」と、つまり「経済的・社会的な情勢の変化に伴って、例えば水田の減反政策に伴って」と。要するに、水田の減反政策が行われているということの状況を、少しぜひ書き込んでほしいというのは大熊委員のご意見でございました。それで、実は私は申しますと、「経済的・社会的な」というのは、例えば景気の動向ということもあるんじゃないかと思ったもんですからね、例えば入れるとすれば、「この問題は景気の動向や、水田の減反政策といった経済的・社会的な情勢の変化に伴って」と、例えばそんなふうに入れたらどうかという感じがしてあるんですが。

(結構です。)

宮地委員長

いかがでしょうか。

宮澤委員

私はそれいいとも、あれですが、減反政策、平成14年から終わりますよね、17年で。

宮地委員長

もう、終わっちゃうんですか。

宮澤委員

ですから、これをここへ、大熊委員さんのお気持ちはわかりますが、減反政策自身は変わらないんだから、これそういうふうになっちゃうんですから、私はこのまんまでいいんじゃないかなと思います。「経済的・社会的な情勢の変化に伴って」、まさにそのことですから、かなりの変動があり得ると考えられます。自由になりますから。

宮地委員長

そうですね。終わっちゃうんですか。私、知らんのですが。

高橋委員
なくなっちゃうから。

宮地委員長
終わっちゃうの。元に戻っちゃうんですか。

宮澤委員
そういうことです。その代わり米価下がるんです。

宮地委員長
そうなる。大熊委員はそのことはご存じないのかな。私も全然知りませんでしたけど。どうですか。もし、そうだとするとこれ書きちゃうとまずいのかな。

宮澤委員
おかしくなりますね。もちろん米価が下がりますから、その関係でもって水田を作らない人が増えるかもしれませんし、増えるかもしれません。ですので、これはちょっと減反政策の問題は。

宮地委員長
そうするとね、減反政策をやってたけど、それは変わるということもあり得ますな。それもやっぱり社会的な変動にはなりませんか。こじつけるようですが。

宮澤委員
ですから、このまんまでいいじゃないですか。「例えば」、入れる必要ないんじゃないですか。入れるとおかしくなっちゃうんじゃないですか。

宮地委員長
おかしくなっちゃいますか。

宮澤委員
始めのままでいいんじゃないですか。

宮地委員長
どうですか、そのへん。私はそういうこと全然わかんない。

五十嵐委員
これは宮澤意見と同じです。取った方がいいです。おっしゃるとおりですよ。要するに、国指導の減反政策はピリオドです。その後どうなるかはまったくわからない。それこそ社会的・経済的変動なんですよ。そのものになるということです。

宮地委員長
どうですか。それでは、大熊委員のご苦勞もございましたけど、それでは、ここは元のとおり「経済的・社会的な情勢の変化」、それだけでくくってしまう。よろしゅうございますか。

(はい)

宮地委員長

それでは、そういうふうにご決定をいたします。ちょっと、私飛ばしておりました。実はこの2ページ目の、答申の2ページ目の一番上のところでは、実は高田委員のご指摘がございましてね、ここに高水の問題があるんですが、1ページの終わりのところから「流出計算の各種パラメータの数値などいくつかの問題の再検証が必要であるとの指摘がなされた」と、いうことを高田委員は「ことが実感された」と、そういうふうな書き方にしてほしい。待てよ、ちょっと私、落としちゃったのかな。待ってください。五十嵐委員が言われたのはここじゃなかったですね。

五十嵐委員

その後ですね、要するに、基本高水の算定の仕方が問題あるということを実感したのか、指摘か、ちょっとそれはそれでどちらでもいいんですけども、それはたんに何ていいですかね、こちら代替案を作った時の、その代替案にも深く影響していて、現実的にも支障があるということ、どっかに入れたいんですが。

宮地委員長

それちょっとさっき書いといたつもりだったんだけど、ここに書いたんだ。すいません。だから「指摘がなされた」でいいですか。「実感された」と。

竹内委員

指摘ですね。「指摘がなされた」

宮地委員長

そうですか。そうすると、その後へ入れるのは五十嵐委員のご指摘の「この問題は河川改修計画の設定についても、大きな…」

五十嵐委員

「影響…」

宮地委員長

「影響がある」と。

五十嵐委員

はい。

石坂委員

河川整備計画ね。

宮地委員長

河川改修計画。

石坂委員

改修だけじゃなくて、治水・利水全体だから河川整備計画の方がいいんじゃないですか。河川改修計画というより河川整備計画と言った方が。

宮地委員長

河川整備計画。

石坂委員

ええ。改修を含む、改修だけではない。

宮澤委員
整備でいいんじゃないですか。

石坂委員
整備。

宮地委員長
そうです。整備ね。「なお、この問題は指摘がなされた。この問題は河川整備計画の設定...」
でいいんですか。「...の策定」

石坂委員
策定。

宮地委員長
策定ですか。「...の策定にも大きな」

五十嵐委員
影響を与えてる、与えたかな。

石坂委員
与えてる。

五十嵐委員
与えている。

宮地委員長
「影響を与えている」か。「影響を与えている」なるほど、そう言えばいいんですね。そういうのは実感されたっていうよりはこの方が詳しくなりますね。はい、じゃあもう一遍申します。「再検証が必要であるとの指摘がなされた。この問題は、河川...」、この問題はと言った、いくつかの問題の検証を再検証、なされた。それで「河川整備計画の策定についても大きな影響を与えている」

五十嵐委員
「なお」と入れた方が。

宮地委員長
「なお、河川整備計画の策定についても大きな影響を与えている」と。そのこのとこ、そういたします。そうすると、その次に高橋委員がご指摘の水利権の調整ということをごひ入れるといってお話しございましたね。このこのとここへどういうふうに入れたらいいですかね。「利水計画についても...」

高橋委員
2ページの上から6行目に入れていただければ。いわゆる、「委員会として踏み込むことが難しい側面を持っている」と。水利権の問題についてもね。

五十嵐委員

じゃあ、ちょっと提案いたしますけども、今のやつで、「水需要計画は関係自治体の政策や、水利権とも密接に関連する問題であることから、委員会として踏み込むことが難しい側面を持っている」と。だから、「自治体の政策や水利権とも」というふうに入れたらいいんじゃないですか。

高橋委員

それでいいですね。

宮地委員長

すいません、もう一遍おっしゃって。

石坂委員

「自治体の政策や…」

宮地委員長

「また…」

宮地委員長

どこへ。「また利水…」

五十嵐委員

もう一回正確に、「また利水計画についても」というくだりありますね。その次に、「水需要計画は」と始まるセンテンスありませんか。

宮地委員長

「水需要計画は」、はい。

五十嵐委員

ありますね。

宮地委員長

はい。「同時に、水需要計画は」、

五十嵐委員

「関係自治体の政策や水利権とも」、

石坂委員

「政策や」、

宮地委員長

「政策や水利権とも」、か。

高橋委員

それでいいですね。

五十嵐委員

はい。

宮地委員長

「水利権とも密接に関連する問題である」、よろしゅうございますか。

五十嵐委員

はい。

宮地委員長

それではそういうふうには挿入をいたします。それから、そうするとですね、もう一つこれはどこかな。これは実は私は自分で書いてちょっと気になっているところがあるんですが、この3の今後の取り組みの上に3行ございますですね。その3行と、そのすぐ上の3行がございまして。そのところにですね、上の3行の最後のところに、「経済的・社会的情勢の変化に柔軟に対応する必要がある」と、こう書いてございます。それからその次の3行の一番下に、「柔軟な思考を持って対応する」ということがあったもんですから、ちょっと言葉が重なりすぎているような気がいたしましたので、むしろ上の方は「柔軟に」という言葉を取ってしまえば、「柔軟」は下の方に使った方がいいと感じたんでございます。それで上の「柔軟」を取って、それから「見直しながら、柔軟な思考を持って対応する」。

五十嵐委員

これ先生、上の文章、「このような経緯から」というところとですね、「委員会は提言する」の、これ一緒にしちゃったらどうですか。

宮地委員長

続けて。段落で切る必要はないということですか。

五十嵐委員

という意味じゃなくてですね、内容を同じにしちゃうということです。ちょっと今、ぱつと感じて言いますと、「このような経緯から、特に大型事業は当初の計画立案から完成までかなりの年月を要するので、このような治水・利水計画を進めるに当たっては、絶えず基本的データを収集することに努めることにより、新しい問題点の指摘や経済的・社会的情勢の変化に柔軟に対応できるようにするよう委員会は提言する」という、こう二つに分けないで、

石坂委員

二つに分けないで一つにするってこと。

五十嵐委員

そう、そう。

宮地委員長

この3行ずつの文章を一つにする。

石坂委員

はい。

五十嵐委員

そう、そう。だから、どこにそれを入れるかっていうと、要するに「長い期間を要する治水・利水計画を進めるに当たっては」と。

宮地委員長

「このような経緯から」は生かすんですか。

五十嵐委員
ええ。

宮地委員長
「長い期間を要する…」

石坂委員
「治水・利水計画」

宮地委員長
「期間を要する…」

五十嵐委員
もうちょっと大きく言いますとですね、これちょっと待って、「このような経緯から」ですね、「当初の立案計画から、完成まで…」

石坂委員
「完成まで」

五十嵐委員
「かなりの」

宮地委員長
「当初の立案計画…」

石坂委員
「計画立案から完成まで」

宮地委員長
「計画立案から」ですか。

五十嵐委員
それから、「完成まで」ですね。

宮地委員長
「計画立案から完成まで」

五十嵐委員
「かなりの年月を要する大型事業は…」 「治水・利水計画等の大型事業を」

石坂委員
「治水・利水計画等の大型事業を進めるに当たっては」

宮地委員長
「治水・利水計画等の…」

五十嵐委員

「大型事業を進めるに当たっては、絶えず基本的データを収集することに努めることにより、新しい問題点の指摘や経済的・社会的情勢の変化に柔軟に対応するよう…」

石坂委員

「委員会は提言する」。

五十嵐委員

「委員会は提言する」と。そういうことですね。

宮地委員長

「対応するよう」。

五十嵐委員

「委員会は」。

石坂委員

「委員会は提言する」。

宮地委員長

「委員会は提言する」。「計画途中においてもあらゆる機会を捉えて内容を見直しながら」っていうことは、いいませんか。

五十嵐委員

いや、入れてもいいです。

石坂委員

入れてもいい。

宮地委員長

「大型計画を進めるに当たっては、絶えず基本…」

石坂委員

じゃあ、「絶えず基本的データを収集することに努めることや、進行途中においてもあらゆる機会を捉えて内容を見直しながら、新しい問題点の指摘や経済的・社会的情勢の変化に…」って続けたらどうですか。

五十嵐委員

そうです。

宮地委員長

そうすると、そうですね。今の文章に入れちゃうなら、やはり「基本的なデータを収集することに努めることにより、事業計画の進行途中においてもあらゆる機会を捉えて内容を見直しながら、新しい問題点の指摘や経済的・社会的情勢の変化に柔軟に対応するよう」。

石坂委員

「柔軟に対応するよう、委員会は提言する」。

宮地委員長

「委員会は提言する」。よろしゅうございますでしょうか。はい。

五十嵐委員

はい。

宮地委員長

他の方、いかがですか。

石坂委員

二つを一つにした。

宮地委員長

はい。それじゃあ、そのへん後でよく聞いて、

田中治水・利水検討室長

はい。

宮地委員長

かなり丹念に聞いとるつもりなんです。そうしますと、今度、最後の3の治水・利水問題への今後の取り組みのところでのご提案は、大熊委員の話がございます。確か大熊委員だっけ。植木委員かな。違うな、大熊委員だと思いますが。大熊委員の5ページを見ていただきたいんですが、ここに直ったのがございます。「長野県の治水・利水問題については、今後乗り越えなければならない障害がいくつか残されている」と。ここへ「この2年間に亘る委員会における議論では」、議論ではですね、「委員はもとより、県の行政技術者や社会の住民代表にとっても初めての経験であり、県側からは旧来の計画・手法の正当性の主張や住民側からは旧来の陳情型の要望が出される場合が多かったが、一方現地事務所からの積極的な新しい挑戦や住民側からの専門的知識を踏まえた高度な提言も見受けられ、行政と住民による新たな住民参加型政策決定の兆候も見ることでもできた」。かなり、こう、むしろ次の行に書いてある新しい取り組みだということですね、これをちょっと敷衍して書いてるよう思うんですが、どうでしょうか、ここは。

五十嵐委員

これ、限定すればするほど細かい異論が出てくると思うんですよね。だから、原案の方が私はいいと思います。趣旨はわかりますよ。だけど、じゃあこういうことを、

宮地委員長

あんまり細かいことというよりも、

五十嵐委員

そうそう。

宮地委員長

むしろ、ここはさっきの藤原委員のご意見にもございましたけども、要するに委員会のやってることの意味を少し自分で選定してるわけですが。

五十嵐委員

それはだから別なところに、こういうかたちじゃなくてですね、行政手法を転換させた

いうところにもものすごく力点を置いて、もうちょっと形容詞増やしますね。

宮地委員長

そうそう、そこがポイントでね。

五十嵐委員

ここは、ちょっとあんまり触れない方がいいというかですね、細かいこと言うといろいろあるんです。県の行政技術者や部会っていったって、県の行政技術者だけでなくて他の人たちもいっぱい初めてだし、長野県にとっても初めてだしということだし、というようなことだしですね、旧来型の陳情だけじゃなくて他のこともいっぱい出てるわけだし、それから現地事務所からだけじゃなくたっていろんなこともあり得るしと、いろいろ細かい反論いっぱいあるもんだから、あんまり特定しないで、要するになんか新しいことが起きたんだということ言うのであれば、下の方に少し形容詞増やしてということによろしいんじゃないかと思えますがね。

宮地委員長

そうですか。

五十嵐委員

これは私の意見ですが。

宮地委員長

元の文章の方がいいんですかね。県側からはこういう主張、

五十嵐委員

例えば、これはあれですか。県の行政技術者とか現地事務所とか、何か区分けする必要があるんですかね。

宮地委員長

ないと思いますね。

五十嵐委員

現地事務所でない人だっているんと言ってるし、現地事務所だって頑迷固陋もたくさんありましたし、という感じがあるもんだから。

石坂委員

だから、むしろ3の行政手法の従来型行政手法からの転換のところで、そこは明確に、思いを明確にする表現にすることにして、五十嵐委員の意見にだから賛成なんですけど。例えば高度な提言って、じゃあ程度は何かとか、いろいろ何か具体的に言い出すと、じゃあこれも入れるべきだとかそれへの反論とか、どんどん入れていかなくちゃいけなくなって、ちょっと收拾がつかないかたちになるような気もするんですよね。だから、それを含めて提案の文章が趣旨としては言っていると思いますので、ちょっと踏み込み始めるときりがないってということと、ちょっと焦点が逆にぼけるような気もします。

宮地委員長

そうですか。そういうご意見ございますが、それじゃあいかがでしょう。今の3の今後の取り組みのところの始めの3行と次の4行、これは一応このままに残しておいて、次のところで五十嵐委員からのご意見もございます、それから藤原委員からのご意見もあるわけです。

が、「今回の治水・利水問題の情報公開と住民参加による議論の進め方はある意味で」、このところちょっと「従来型の行政手法の転換であるとわれわれは考えている」と、このところなんですが、藤原委員どうでしょう、やっぱり治水・利水問題の議論はしてきて、その中のそれについてやっぱりわれわれはちょっと謙虚にそれだけ言っとっていいんじゃないかと私は思うんですがね。どうでしょうか。

藤原委員

これのタイトルがですね、「治水・利水問題についての総括的提言」ということですから、それで結構です。

宮地委員長

そうですか。今の大事なことは「情報公開と住民参加による」、この言葉はぜひ入れた方がよろしいですね。その方が明確に私なると思います。「ある意味で従来型の行政手法」、この言葉このままでいいですか。もうちょっと何か。

五十嵐委員

もっとアクセントを強調する。それで「ある意味で」を取ってですね、

宮地委員長

「ある意味で」を取って、

五十嵐委員

取って、

宮地委員長

はい。こんなのはない方がいいぐらいです。

五十嵐委員

「行政主導の政策形成や運営に対する転換点になるとわれわれは考えている」と。「なった」か。

要するに、行政手法っていうのは一般的ですからね。旧来型って言っても何をイメージするかの主語がない。この住民参加だって行政手法なんですよ。だから行政手法を共通言語にして、情報公開と住民参加による行政手法か、あるいは県が情報もあまり公開しないで住民参加もしないでやった行政手法かという、そういう対比だと思うんですね。だから、これを文章をうまくつなぐとすれば、「ある意味で」を取ってですね、「行政主導の政策...」

宮地委員長

「行政主導」ですね。

五十嵐委員

政策という言葉がちょっとなじむかどうかわかりませんが、「行政主導の...」、これ行政手法と使うと同じようなことになるから、「行政主導の政策の形成と運営に関する転換をもたらしたとわれわれは考えている」、「もたらすと考えている」。

宮地委員長

「行政主導による」ですかね、「行政主導の」でいいですか。「主導の政策形成と」、

五十嵐委員

「運営に対する」。

石坂委員

そこへあれを入れるんですか、「情報公開と住民参加」は。

五十嵐委員

「対する転換をもたらしたとわれわれは考えている」。

宮地委員長

「対する転換」でいいですか。「進め方は」、なんか感じ、「行政主導の政策形成と運営からの転換」という感じはするんですがね。

五十嵐委員

はい。

宮地委員長

「からの転換であるとわれわれは考えている」、どうでしょうか。そうすると、わりあいにはっきりしてくる。その後、「自治体を実際を取り巻く環境の変化に伴う住民ニーズの変化なども予想される」、これは宮澤委員は何だったですかね。

宮澤委員

「住民ニーズ」は、いらないんじゃないかと思ったんです。

宮地委員長

ああ、そうですか。「自治体を取り巻く環境の変化」、住民ニーズを取るとすれば、「環境の変化も予想される」でいいんですかね。

宮澤委員

ええ。

宮地委員長

「環境の変化に伴う」、何が予想されるんですか。

石坂委員

「住民ニーズ」はあった方がいいんじゃないですか。

宮澤委員

「環境の変化に伴う...」、「自治体を取りまく環境の変化に伴う変化」とか何とか言っておられましたね。さっき直したの。

宮地委員長

そうなったね。変化、変化っていくもんですから、こっちは環境が変化して何を、何が変わったんですか。

五十嵐委員

今後ですね、じゃあもう一回。「今後、自治体をめぐる環境や住民ニーズの大きな変化が予想される」。

宮澤委員
別にするんですか。

五十嵐委員
はい、別。

宮地委員長
「変化や住民ニーズの変化」、

五十嵐委員
「変化」が二つ重なりますからね。

宮地委員長
「変化が予想される」。

五十嵐委員
はい。だから「今後、自治体をめぐる環境が」、大きく変わるんですよ。「大きく変わり、住民ニーズの変化なども予想される」と。

宮地委員長
「が大きく変わり、住民ニーズの変化…」、

五十嵐委員
「なども予想される」と。

宮地委員長
「なども予想される」と。はい。

五十嵐委員
はい。

宮地委員長
それで、私ちょっとここへごちゃごちゃ書きちゃったもんですから、だんだんわからなくなると、もし抜けたところがあったらおっしゃってください。
最後の3行目のところで、「委員会は県職員の」で、「県の」ですか。

宮澤委員
「県の」でしょうね。

宮地委員長
「県の」でいいですかね。はいはい。「県の長野県政…」、「県の長野県改革」でいいんですか。「県当局の長野県改革についての熱意」ですかね、そうなりますかね。入れるのは「県当局」と入れてどうでしょうか。

宮澤委員
後に当局あるもんですから、県にしたんですが。

宮地委員長

ありますか。そうか。

宮澤委員

どうぞ、そこは「県当局」が一番適切だと思います。

宮地委員長

じゃあ前はね、「県当局の長野県改革についての熱意に全幅の信頼を置きながら、法律は現場から生まれるという視点に立って」

宮澤委員

これ、「政策」だったですね。

宮地委員長

ここを「県が」と言ったらどうですかね。

宮澤委員

ああ、いいですね。

宮地委員長

「県が新しい挑戦の姿勢を持って問題解決に当ることを切に希望して提言とする」これ主語がないとおかしいと思ったもんで入れたんですが。

五十嵐委員

これですね、「委員会は」ですね、「長野県県民の...」「県民」にしちゃったらどうですか、思い切って。で、県当局はそれを受けて変えろと。県職員って限定しないで、あるいは長野県というふうに限定しないで、「県民の...」

宮地委員長

「県民の」

五十嵐委員

「長野改革」

宮地委員長

「長野改革」

五十嵐委員

「についての熱意に全幅の信頼を置きながら、政策は現場から生まれるという視点に立って...」

宮地委員長

「政策」でしたか、これは。そうか。

五十嵐委員

「政策は現場から生まれるという視点に立って、県当局が新しい挑戦の姿勢を持って問題解決に当ることを」というようにしたら。

宮地委員長

「県民が」、「県民の熱意…」なんですね。

五十嵐委員

そう、そう、ええ。

宮地委員長

なるほど。そっちの方を頼りにする。なるほど、その方がいいんだな。「県民の…」、いろんなな。

五十嵐委員

「県民の長野改革についての熱意に全幅の信頼を置きながら、政策は現場から生まれるという視点に立って、県当局が新しい挑戦の姿勢を持って問題解決に当たることを切に希望して提言とする」と言うんなら、こうやって。

宮地委員長

今のところはよろしゅうございますか。

高橋委員

いいです。

宮地委員長

はい。「行政…」、これは入ったんだな。

そうすると、これで最後までいったんでしょうか。私ちょっとこの植木委員の意見があったような気がしてたんですが。

石坂委員

植木さんのが。

宮地委員長

あった、ここにある。

植木委員の意見は、資料4でしょうか。植木委員の意見はですね、下の後半に書いてあります。「私個人としては、今後乗り越えなければならない重要な課題として、水利権問題への対応、地下水の水質問題、この2点についてぜひ加えていただければありがたい」と。水利権の問題は、先ほど高橋委員のご提案で入ったと。それで地下水の水質問題、これも入れますかね、どうでしょう。確かに大事ですが、私個々のあんまり提言のことよりも水利権というのはかなり強いですね、いろんな問題がある。これは、

石坂委員

ちょっと性格違うんじゃないですかね。水質の方はね。

宮地委員長

それじゃあ、これはどうですか。水利権の調整の問題っていうのはやっぱり非常に大きな問題がある。あるいは獲得の問題がある。それと水質の問題とはちょっと違いますね。これはここへわざわざ入れずに、個々の、むしろ答申の場合に入っていると、こう理解することではいかがでしょうか。

(いいです。)

宮地委員長

私ちょっとまとめ方が悪かったものですから、あんまり。

松岡委員の先ほど「法律は現場が作る」、ここのディフィニションはもう解決をいたしましたから、私が気が付いておるのは以上のことで、各委員からのご意見はとにかく取り入れたことになったと思いますが、いかがでございましょうか。

宮澤委員

結構でございます。

私一つ逆に、立法府の立場としてちょっとお聞かせをいただきたいことが一つございます。と申しますのは、この治水・利水検討委員会の条例を作る時にですね、この審議が河川計画を作る段階の中で、要するに財政的な無駄を省くために、どちらかの段階に法律的に生きる委員会にしたいというふうに思って、実はこの条例を作成した一人であります。その中で、今ここの、今回の中で五十嵐委員からも何度もこのことについては出された経過があると思えますが、現在の中で残念であります、ここの審議、ないしはまた部会での扱い等々については、一切河川計画の中でのですね、位置付けは行われてなく進んできた。また今、現に終わろうとしているのが現実であります。ここのところについてですね、私も立法府で、もし仮にこれだけの時間とエネルギーと英知と、さまざまなものを費やしながらかけてきている以上、ただこの冒頭に書いてございます、このような経過を踏まえ当審議会はうんぬん、直視しながらという実感をする、こういう初期の段階ではこういうものをやる必要があるというだけでは、立法の時の精神は若干違ったものですから、ここらへんのところをですね、もしこれをやるとしたなら一部変えていかなければならないんじゃないかなと、条例の内容をですね。そんなことを感じながら今日まで至ってまいりました。そこらへんのご意見ございましたらお聞かせいただければと思っております。なければ結構でございますし、皆さんの公共の時間をいただくつもりもございません。ご意見ございましたら後でお教えいただければと思います。

五十嵐委員

今日は何時まででしょうか。その次もう一つ残っておりますね。今後この答申後のこの委員会のあり方で、条例上はもちろん解散であります、しかし流域委員会をたくさん作ろうという答申になっておまして、実際、流域委員会が作られるわけですが、その際、当委員会解散後の委員もしくは委員会がどのようにかわりあうかということの議論が一つ残っておると思うんですけど、今、宮澤さんが言ったことをですね、少し私もそこで意見を言わせてもらいたいんです。それで答申は答申で私これ出しましょうと。で、一回解散しましょうということです。ただね、どういうことかって、認識を同じに、この委員会発足する冒頭からですね、この計画は実現可能な計画であることということですね。実現可能であるということはどういうことかと言うと、要するに国土交通省の、あれは許可、認可、認可になる、少なくとも同意を得た河川整備計画として評価されないと、少なくとも補助事業の補助金の対象にはなっていないということがありまして、だから答申を出しっぱなしじゃなくて、そういうことまで監視しなきゃいけないと、少なくとも思っております、その監視という義務があるとすれば、一回解散した後ですね、どういうふうにして監視したらいいかと。後は全面的に知事や県議会の、そうですね、宮澤さんにお任せしてもよろしいということもあるかもしれませんし、あるいは場があったらどうかでですね、一度任意でも、委員長集まれば言えばみんな集まって、国土交通省少し文句言いに行こうとかですね、ちょっと県議会また変なことばっか言ってるから県議会に文句言おうとか、行政が何もやらんからちょっと行政に言おうとかっていうようなことあるのかもしれないと思っております。少しですね、答申後の解散した後のわれわれのあり方について、少しその議題が残っているようなので、その話を少しさせていただければというふうに思います。

松島（信）委員

それは今、五十嵐さんが言ったように、次の議題にもし宮澤さんの意見がなるとするならば、今の総括的提言の中でちょっと私も聞きたいことが一つあるんですけども、それはいかがでしょうか。

宮地委員長

今後のことについてですか。

松島（信）委員

いや、違う。この総括的提言についてのことで。

宮地委員長

まだ、ここが問題が残っているっていうんですね。

松島（信）委員

はい。

宮地委員長

はい。ですからね、ちょっと問題を整理します。今のような宮澤委員のご意見、それから五十嵐委員のご意見、それは私も伺ってましてね、今後の治水・利水対策へのかかわり方という問題を一つテーマを設定しております。だからそこでご議論いただけるといいかなと思っております。ですから、それは次の方に移る。ですから、今の委員会の提言というところでご意見あったらどうぞ。

松島（信）委員

それですね、私の思ったことは、検討委員会の中では議論されなかったことをここへ加えることはできないかどうかってことがまず問題になるんです。つまり、どういう問題かっていうと、長野県の河川は下流域の他県にまで及ぶわけですよ。千曲川とか天竜川です。木曾川はもちろんその代表的なんですけれども、この検討委員会の冒頭ですね、例えば千曲川の問題は西大滝ダムの問題をどうするかとかいうことが出た時に、大熊さんが、それは長野県の問題かもしれないけれども、新潟県はもっと大きな問題であって、西大滝ダムの撤去ということをそんなに簡単に議論はできませんよということで、大熊さんが下流域の代表をするような意見として発言されておったことがあったんですね。ですから、長野県の河川は全部他府県まで流れていて、他府県の問題と長野県の問題とが、例えば千曲川とか天竜川の事情で見ると、これは切っても切り離せない問題が生じているわけですね。ですけど、そのことは検討委員会では一言も議論したわけじゃない。今日のところの9河川に関係しないんだから。でも、私の言いたいことは、総括的意見ということで、新しい提言を一つくらい加えてもいいということが皆さん了承されるならば、この一番最後のところのですね、3のところの最後から3行目は、最後の言葉ですから、最後から3行目の間に例えば、これは例えばの話なんで、そんなことは必要ないよということになれば別にこだわる必要ないんですけども、ただ私としては今言ったような意味で、いくつかの河川、つまり『「脱ダム」宣言』というならば、あまたの河川の上流域に位置するという、それは避けて通れない長野県の現状です。ですから、その長野県が下流域を含む地域との連携も必要であると。下流域との協議の場っていうものは今のところないわけですよ。だから下流域との協議の場、それから上流・下流の県民同士が協力体制をどう検討していくかという新たな提言もあっていいんじゃないかと私自身は思ったんです。

石坂委員

ちょっと角度は違うんですけど、私もこのちょっとこの今の総括的提言を最終的にまとめてくるところに、たとえ一言でも、1行でも、例えば2年間という任期で、しかもいろいろな条件の中で9流域についての一定の検討と結論を出さなくちゃいけないという制約がある委員会でしたので、9流域についても本当は必要だったんでしょうけれども、議論できなかったことっていうのは残してると思うんですね。例えば大きくは環境への負荷の問題は一般的な言葉としての、例えば多目的ダム計画、今までの計画で進めた場合、環境への負荷と財政負担が予想されるっていうことは、ある意味当然の前提として、それを踏まえた上で次の議論をしてきたんですけど、そういう意味で、今後の治水・利水問題の検討に当たっては、実はそここのところからっていうか、かなり十分なやっぱり環境問題に対するね、水の再利用とか水資源の今後のあり方とか含めて、本当は議論しなければいけないと思うんですけど、当面の9流域の結論を具体的に検討して限られた期限の中で出さざるを得なかったっていうことで、この2年間は終わろうとしてると思うんですね。だから今後の展望として、今、松島信幸委員が言われたことも含めて、そういうこととしては今後の検討の中では検討が必要ですよみたいなことを、別に詳しく深く言う必要はないんですけど、一言でいいんですけども、今日もずっとこの3項目の、例えば社会的・経済的情勢の変化っていうところにそれは含むと考えればいいのかとかいろいろ思いながら、今、ちょっと議論を聞いてるんですけど、そこにもちょっとそぐえないような気も今私もしてましてね、最後のところに一言、今後の課題としてはそういう方向も検討が必要だっていうような意味のことを、すべてを含めた抽象的な言葉でもいいんですけど、入れていただく必要があるんじゃないかなっていうことは思います。

宮地委員長

どうでしょう。今の松島信幸委員のおっしゃった、確かに他の河川への影響っていうかね、そういう問題はあるかとも思うんですが、しかしそれはどうやって書いたらいいんですかね、具体的に。それからもう一つ、やりきれなかったことがありますよね。確かに十分な議論ができなかった面はございますが、だからそれが提言になるのかどうか、まあ反省になりますわな、これね。一つは反省の意味だと思えますが、だからそれまで書いてると、どんどんどんどん広がっていきそうな感じもあるんですけど。どうですか。何か具体的にもう簡潔な言葉でパッと入れてくださると入れやすいんですが、松島信幸委員のおっしゃったね、例えば信濃川の下の方とか、天竜川はあんまり関係ないのかもわからない、でも諏訪湖から出てきますからね。そういう面がありますが、しかしそれどう書きますかね。

松島(信)委員

ちょっとすいません。関係がないっていうんじゃなくて、水質の問題は大きく関係します。

宮地委員長

いや、そうですけども、ここでそんな議論してないわけですね。そうです。

松島(信)委員

だから、けれども関係ないって今言われちゃったので、ちょっと一言反論したわけです。

宮地委員長

ああ、そうですか。どうでしょう。

石坂委員

じゃあ、ちょっとまだ今すぐ文章にならないんですけど、先ほどの松島委員のご提案も生かして最後から3行目の前に、つまり3番目の大きなタイトルは「治水・利水問題の今後の取り組みについて」ということですので、今後の中でこの委員会としては十分な検討できな

かったんですけれども、検討の視野に入れてくださいということを1行でも入れるべきじゃないかという意味で、ちょっともっといい文章は考えていただきたいんですが、最後から、だからつまり4行目に挿入するっていうことで下流域との、長野県が日本の屋根というか背骨というかわかりませんが、その位置に位置してることもあり、下流域との協議あるいは環境問題など、全体的な治水・利水問題の検討に必要な議論というか検討が必要と思われるみたいな、そんな意味の1行をお願いしたいと思います。

五十嵐委員

これ、皆さん入れることはいいんですか。

高橋委員

私はいいと思いますね。

五十嵐委員

入れることよろしいですか。入れることがよろしいのであれば、ちょっと今文章を作りましたので。

宮地委員長

はい。ちょっと試してみてください。確かに議論してないことも入れてね、いいですよ。抽象的になるかもしれませんが、はい。

五十嵐委員

ちょうど石坂さんが言った、「今後の問題処理に当たっては」と、その次つなげます。2ページ目のですね、下から、1、2、3、4、5、6行目に、「この意味から今後の問題処理に当たっては」ってセンテンスありますね。で、「今後の問題処理に当たっては」の次に、1行か2行くらい入れます。入れる文章を言いますと、「当委員会がこれまで十分に審議のできなかった水と環境の問題や、あるいは下流域との関係などについても留意しながら」というのを入れて、「県当局、市町村自治体および県民の三者が一体となって...」、何とかかんとかと、ということです。

宮地委員長

ああ、なるほど。うまいこと入りましたな。もう一遍ちょっとゆっくりおっしゃって。「この意味から、今後の問題処理に当たっては」

五十嵐委員

「っては」ですね。

宮地委員長

「当委員会が」

五十嵐委員

「必ずしも十分に審議のできなかった水と環境の問題や下流域との関係などにも留意しながら」

宮地委員長

「などにも...」、「関係などにも」

五十嵐委員

「留意しながら」で、あとは「県当局…」何とか。

宮地委員長

「県当局・市町村自治体および県民の三者が一体になって…」こうこうこうと。松島（信）委員いかがですか。

松島（信）委員

はい、いいと思います。ありがとうございました。

宮地委員長

ああ、そうですか。非常にうまく入れていただいたですね。申し訳ありません、私関係ないなんていうことを申してすいませんでしたけど。

そうすると大体、ちょっとこれが大変難問題だと思ったんですが、「総括的提言」「総括的」ということを入れまして、それでこれはもう一つは、県に対する一つの提言だと私は理解しております。本当はもっと他のところでも言いたいことは多分にあるとは思いますが、私どもの諮問が県から受けたもんですからこういうふうなかたちで書いたわけですが、こういう方向で提言としてはよろしゅうございますか。

（結構です。）

宮地委員長

はい、ありがとうございました。それでは最大の難関をパスをいたしまして、これ、もうね、実は今日ご欠席の委員がおるんですが、これを改めてまた見ていただいてうんぬんということをやっておりますと大変なことになるので、ここはどうでしょう、他の委員にも、この委員会で、現在の委員会で決定をしてご了解をいただくと、そういうことにいたしたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

（結構です）

宮地委員長

それでこれの実は意味付けなんですけど、これは別に頼まれたわけじゃない。こっちが言ってるわけです。それで私としましては、今度の二つの答申を知事に提出します時に、なおかつ委員会として今までの経験からあえてこういうご提言を申し上げますと。それで、どうぞ参考にしてくださいという意味で添えて出そうと思うんですが。よろしゅうございますか。

高橋委員

はい。

宮地委員長

はい。それではそういうふうに処置させていただきます。どうもありがとうございました。

それでは今の話は済みましたので、最後に残っているのが今後の問題、先ほどの。どうですか、ちょっと今2時45分、ちょっと休憩しましょうか。じゃあ3時まで休憩をいたしまして、3時から今後のかかわりのことを少しご議論をいただきたいと思います。そうすると大体、計画どおり時間的には終わるように思いますが。ありがとうございました。じゃあ3時まで休憩にいたします。

（休憩）

田中治水・利水検討室長
引き続き審議の方をお願いいたします。

宮地委員長

それでは、最後に残りました議題を申し上げます。

お手元にございますように、資料5にありますように、今後の治水・利水対策へのかかわり方ということをございます。実はこれは前回の委員会でご提案がありました、検討委員会として今後われわれの答申したことも含めましてどうかかわっていくか、それのかかわり方をございます。これは多分各委員によっていろいろご意見が違おうと思うんですが、お手元に出されてきた、今日ご欠席の委員が、大熊委員、植木委員がございます、そこのご意見は書いてございます。それはどうぞご覧くださいまし。私の意見も書いておきました。これは私も出した方がいいと思って出しちゃったんですが、そういう意味でこれを見ながらひとつ、これはお一人お一人にもう言っていた方がいい。竹内委員、こういうことご提案になったんですが、どんなふうに話を進めましょう。

竹内委員

はい。これは前回発言申し上げたのは、例えば松岡委員の場合に、浅川なら浅川にかかわりがものすごく深いわけですけど、流域協議会そのものってというのは流域に限られてますから希望しても入れない。したがって、そういうものについても希望する委員がいればそれをどう措置してくのかという話でオブザーバー的なものもあっていいんじゃないんでしょうかということをござ上げた経過があります。ですから流域にかかわっている人たちはいいんですけども、それとあと部会長をやった立場とかですね、そういうことで、何らかの責任っていいですかね、そういうものがあるのかどうかってことも含めて協議しておく必要あるんじゃないかと、こういう趣旨です。私の申し上げたのはそういうことです。

五十嵐委員

九つの流域全部、答申をいたしましたね。それが具体的に実施できるかどうか、本当ならば議会で全部チェックできれば、全部すっぱり解散したら非常にきれいだと私は思ってるんです。ただ、そのふき替えだけじゃなくてですね、法制度の変更も必要などもありますし、何しろ改修計画そのものは国土交通省の認可を得ないと駄目だっていうこともありますし、それから財政上の問題もたくさんありますし、もちろん技術上の問題もあるということなんです。議会だけでもね、なかなか処理できないんじゃないかなということを感じてるわけです。それで任意でいいんですけども、ちょっとどっかご意見番を残しておいてですね、議会がさぼってる場合には議会に対してちゃんとしろとか、あるいは行政がやらない場合には行政にちゃんとやれとか、あるいは国土交通省にちょっと一戦を構える時には少しご意見を言うとか、何かですね、あるいは住民がね、流域協議会形作ったけどさっぱり魂入らずに、どっか駆け込み寺がほしいというような場合にはどっか行くとかですね、ちょっと何か少し監視機能っていいですか、そういうものが少しあった方がいいんじゃないかなと私は思ってるんです。ただ、ここに宮地委員長の意見もあります。それを組織的にやるかね、あるいは全部で強制的なっていうんじゃないかとですね、少し任意的な、しかしここでやった経験は十分反映できるような任意の組織として監視委員会を作った方がいいというのが私の意見なんです。それは公的なもので、例えば集まった時費用が出るのか出ないのかになるとややこしくなりますけどね、それはボランティアでもいいと思うんですが、あんまりボランティアにしちゃっても今度はただの普通のだということもちょっとかなという気もしくはないんですが、それいかがでしょうってことなんです。議会はどんな感じ、これ。一応委員会としてはとにかくこれで終わりです。少し監視機能も持たせるとして、こういうものの何人かの有志を、例えば継続するなんていうことは可能ですか。

竹内委員

当初の話は流域協議会自体が監視機能っていう意味も持たせようじゃないかっていうことで検討委員会でもね、要望出しましたよね。

宮地委員長

そういう意味ありますね。そうです。

竹内委員

ええ。だから、そのへんでは、それで私は機能はすると思うんです。ただ問題は、その時に流域協議会なりでいろいろあった時に、いわゆる自主的に過去のいきさつはどうだとか、あるいは検討委員さんは確かあれしたけれども、実際には意見聞いてみようじゃないかとかですね、そういう場面の時にどうするのかっていうことも残ると思うんです。私はかかわり方の問題として。

五十嵐委員

だからね、個別問題は流域委員会かもしれないです。例えば水利権とかですね、調整とか、あるいは利水事業やる時の負担金の問題だとかですね。具体的に行政が動かない時の何とかで、総括的に個別事業を越えて言わなきゃいかんことがありますね。これが見えてこないんですよ。

竹内委員

議会はいずれにしてもその都度、個々の議員がそれぞれ予算、あるいはその対策が行われているかってどうかっていうことを、当然、質問内容を通じてチェックしてくるということ、それは当然行われるだろうと思いますけども。

宮地委員長

なるほど。

五十嵐委員

宮澤さんなんかどうですか。あなたも議会として、こういうのはどう考えてます。本当は私は議会がやるべきだと思うんですけどね。

石坂委員

議会の役割っていうのはちょっとここでは別に論じなくてもいいと思うんですけど、この検討委員会を今後どうするかっていうことについては、もう任期が終わるわけですので、検討委員会の任務っていうのはやっぱり県に答申を出して終わりだと思うんです。その答申を県がどう生かすかっていうことはもう県の責任においてやっていただく以外にないので、検討委員会としての任務は24日をもって終わるということで私はいいと思うんですよ。ただ、今後の答申をどう受け止めて、それからどういう施策に生かして責任持って県が実行していくかっていう今後の過程において、ずっともうこれはもう答申の中にも盛り込まれていますけど、県も実際に設置すると言っている住民参加の流域協議会が、県の計画をより住民ニーズに合ったものに豊かにしていくといいますが、そういうところに自由なかたちで参加していただいて意見をどんどん言ってもらくと。そういう時に、先ほど竹内委員からもお話があるように、部会での検討や検討委員会での議論の蓄積や、そういうことでどうなんだっていうことを議論になることがあるかもしれませんし、また議論にかかわってやってきたメンバーとして、例えば私なら浅川部会長でしたが、たまたま長野市住民であることもあり、今後の行く末については非常に興味もありますし、いい方向でまとまってほしい、実施されてほしいなっていう思いはあります。ただ検討委員会の委員だったからっていうことで、そ

の流域協議会の例えば委員に私たちメンバーがなるとか、そうなった場合に、例えば全く新しいかたちで発足をしていく流域協議会が、本当の意味で住民参加でね、知恵を出し合う場所として自由な議論が、例えば私たちに遠慮しないでっていうか、できるだろうかっていうことも逆に思うんですね。だからちょっとこのプリントされているご意見の中で、例えば植木委員がもし参加する場合でも希望する人がオブザーバーでっていうぐらいが限界かなっていうふうに私はちょっと思うんですけど。

宮澤委員

私は、今このところに治水・利水検討委員会の条例を持って見ております。実はこの条例を作る時に監視というような問題点を全く考えておりませんでした。今回この条例に伴ってこの条例ができて、もう当然任期は2年でありましたから、今それぞれの議員さんおっしゃられるように、私も6月の期日をもってこれはもう解散すると、こういうことになると思います。今、五十嵐委員からのご提案は非常に難しい問題であると。多くの問題を掲げているので、要するにもう少しその問題について監視をするといいますが、する必要があるだろうと。例えば浅川・砥川にしましても、答申を出してからもう1年以上たっているわけですね。過日説明会がありました。地元の町村長、自治法の147条の規定で、その市町村を代表すると言われている、河川計画法の中でも意見を求められる、要するに理事者は、部会で審議されたことから一步も進んでいなかった。1年間何やってたんだと、こういうご意見をお出しになられた。これは私もマスコミ等で承ったわけではありますが。こういう現実問題を踏まえますとですね、非常にじゃあ議会だけで本当にこの思いが、相当な費用をこれに投入しておりますので、このことをチェックできるだろうか、なおかつ監視し、そして住民の意志を実現するように努力できるだろうかという疑問に対してはですね、すぐ「はい」というお答えができないのが実情であります。そんな中でですね、新しい監視委員会、その流域うんぬんっていうことじゃなくて、全体の大きなものというそのことにつきましてはですね、これは新しい制度を作らなきゃなりません。この制度を作るということになりますと、要するに理事者の方がですね、つまり知事側からこういうようなものに対して監視委員会ってものは置いてほしいと、なってほしいと、こういうようなご意見が出ればいいんですが、残念であります。議会から提案するというわけにもなかなかいかない。ここでもってそういうものを作りたいということの意志を示したところですね、今、五十嵐委員がおっしゃられるようにボランティアでそれぞれ個人的な意見にすぎなくなってしまう。それは今発言する機会は非常に多くありますからそれぞれあるわけですけど、そういうようなグループ的なものを残すという以外は法律的なり制度の中でぶち込まなければならないと、こういうことを考えるわけです。そういうことになると、制度の中でっていうことになりますと、7月の県会の中で議論をしてかなければならないかなと、こんなことも思っているところであります。しかし本質的には今の条例に基づいてできているこの委員会はすっぱりとやめるべきであるというのが私の考え方です。

宮地委員長

どうでしょう。皆さんそれぞれおっしゃっていただきたいと思います。ご意見なければないでもいいですが。

五十嵐委員

端的にじゃあ一つ、浅川部会長もいるのでお伺いしますけど。浅川部会の代替案は河川改修整備計画にのっとって国土交通省の認可がスムーズに得られると思っておりますか。

石坂委員

いや、スムーズかと言われれば、それは今までの計画を変えていくわけですから簡単ではないと私は思っています。ただ、それを住民参加で頑張ってやってくしかないんじゃないかと。

もちろん県に中心的に頑張っていたら、長野市のご協力もいただきながらと思っていますので、これからの道のりの方が大変かなと思います。ただ、それと検討委員会との役割ってということでいえば、今も宮澤委員が言われたようにね、検討委員会としては精いっぱい議論をして答申したわけですから、後は県の責任でそれをやっていただく以外にない。あとは必要な立場で必要な意見を言っていくってことですよね。

宮地委員長

いかがでしょう。なるべくご発言のない方、これは皆さんにおっしゃっていただいた方が私いいと思ってるんですが。私意見書いておりますからもうあえて申し上げませんが。どうでしょう、無理には言いません。ただやっぱりどうでしょう、この委員会ってというのは、とにかく知事の諮問に応じてということになってますよね、条例によると。だから諮問にないことはやらないわけです。ただし、答申した以上何らかの責任を持つべきだと、これは確かにいろんな委員会があるわけですけども、それをどうするか。例えば、今、県はそのへんどう思ってるかっていうことを聞いてみましょうか。何か決定でなくて結構で感覚を教えてください。はい、どうぞ。

幹事長

幹事長の高橋でございます。

県といたしましてはこの条例は2年間と。委員の任期は2年間ということでございますんで、2年間が過ぎて報告をですね、全河川についていただければ、この委員会は一応終了するということで、その後につきましてはですね、その時の情勢によって考えるというのが基本的なスタンスでございます。その後はどうするか、皆さま方委員の方にどういうお願いをするかというのは、それぞれですね、河川事情が違いますんで、出てきてからだと思いますが、それとも委員の方がですね、この9河川については非常に本当にプロフェッショナルというくらいで非常に高い知見をお持ちですんで、そういう観点でですね、また今後いろいろお願いするようなことは、場面はですね、出てくるかと思いますが、今現状すぐですね、これについてお願いしますという計画は今のところございません。

宮地委員長

確かに規定上はそうですね。明らかにそうだと私は思います。やっぱり、どうでしょうかね、この監視の機構ってというのは、確かに一つは流域協議会っていうものは持つって、そういう役割がございます。それからもう一つ、これは適切であるかどうかわからないんですが、公共事業評価監視委員会っていうのがあるわけですね。そこらへんが、今度例えばこの答申についての対処の仕方を県がそこへ持っていくという話は聞いております。いろんな。そうすると、そこらへんでは当然それが今後どう実行されているかということは、少し継続的な監視の役割は負うだろうと。ただし五十嵐委員がおっしゃっておられたような、もっと水利権とか、各個々の問題でない共通なような問題、そういう大きな問題はどこで議論するか。それは確かに公共事業評価監視委員会とは違う問題がやっぱりあるだろうと思います。しかし、いずれにしてもですね、どうですか。要するに委員会がこうしてほしいということを経営として言えるかどうかということじゃないですかね、今。言うのが妥当かどうか。どうぞ。

竹内委員

高橋幹事長が言われるとおりで私はいいと思うんですが、前回たまたまそういうことで、前にオブザーバー的な要素ってというのが前の流域協議会の時にあったもんですから、県としての見解をお聞き、を次回までにしたいというのがただ私の問いだったわけです。たまたま松岡委員さんの立場っていう話があったものですから、ちょっと昼休みに、それで申し上げただけです。私はそういうことです。当然、条例上はもう終わるわけですからそれはそれで

当然の話です。ただ五十嵐委員が言われている意味とは全然私の申し上げたのは違うって
いうことです。はい。

宮地委員長

なるほど。そういうことは、確かに大きい問題は残ってるわけですね。突き詰められな
かった。それはやっぱりいろいろ残る問題だから、それはしかしやっぱり県が新しく考えるべ
き問題のような気も私はするんですが。ただし幹事長がおっしゃったように、これだけの集
団があって経験がある。その知識をどう活用するか。これはやっぱり県の方も考えておい
た方がいいだろうとは思いますが。だからこうしろというふうにわれわれとして言う
よりも、むしろ、私率直に言って、流域協議会あたりが何か呼びかけてきた時に協力する
ということは、やっぱり個人的な立場で応じたらいいんじゃないかと思ってるんですけどね。
どうしましょう、この話を、つまり今委員会としてそこまで全部突き詰めるかどうかにもあ
ると思うんですが。五十嵐委員どうですか。

五十嵐委員

いや、例えば駒沢川についてですね、5年をもって流域面積を確定するとかですね、ある
いはかなり具体的な義務的なものだと思います。で、その時にそれをいわゆる流域委員会に、
いや、もっと本当の、本当のこと言うと、本当に行政に任じていいのって感じがずっと
抜けないんですよ、正直。正直言って一番根本はですね。そちらの部会も非常に激論があっ
て、もう知事から念書取らないとね、もう信用できないし、本当それはよくわかるもんだか
ら、要するに行政監視委員会をこちらがやっぱりやってくぞということ、例えば水利権の調
査と言葉書いたけど本当にやるんですかと。ほとんど信用してない。これはできるってもの
ね、何か第三者が入ってやらないとなかなかできない。井戸を掘るぐらいのことは少しその
うちやるんじゃないかと思いますが、どうなんですかね。だって事務局もなくなるし、
でしょう。

誰に言えばいいんですか。仮に、ちょっとこれも変な話、ちょっといいのかな。

宮地委員長

だけど県の方には、何とか推進協議会っていうの、推進何とかいうのありますね。

五十嵐委員

知事がいるからこれこうなんだけど、例えば知事なんて変わっちゃったらまたズルツと
いっちゃうし、あるいはね、非常にお金がなくなって背に腹は代えられなくてやらないとか
ね、いろんな、やったけど難しくてできないとかですね、先送りっていうのはずっとあり得
る。それは一つ一つの流域協議会じゃとても処理できないっていうか、だから委員長言った
ようにね、ガツンとたまには言うというぐらいのこと少しやった方がいいんじゃないかとか
思っているんです。平たく言うとそういうことです。

宮地委員長

ただね、五十嵐委員。今、推進本部っていうのあるんですよ。治水・利水推進本部とい
うのは。これを受けましてね、県の方には、そこは当然そういうことを考えるはずですよ。
だから、今の話、率直に言うと信頼関係じゃないかっていう感じがするんです。

五十嵐委員

じゃあ、あんまりこだわりませんけどこうしたらどうですか。何か前に聞いたアドバイザー
っていう制度があるの。これは一応何となく頼むと。単なる私人じゃないと。しかし費用
とか何かこれは一切条例上の根拠もないと。だから全員アドバイザーの資格を持つてるとし
て、いざ事があつたら、やっぱり委員長以下集まるというふうに、みんなオッケーというこ

とにしておくということでもいい。

宮地委員長

断ってもいいんでしょう、それ。アドバイザーだから。

五十嵐委員

全くのボランティアじゃないです。少しはある。だけど組織的な根拠とか何かは何もないと。

石坂委員

ご心配もわかりますし、その今のお気持ちもわかるんですけど、ただ、それは希望は自由ですけど、やっぱり決めるのは県であったり議会であったりするわけで、ここでアドバイザーになりましようとか、そういうことは決める場所でもないし、全く別の問題だと思うんですよね。

五十嵐委員

議会も信用できないな。

石坂委員

でしょうが、でもそれはまたやっぱり別の問題になるので、検討委員会としてはもうここで任務は終わらざるを得ないと思うんです、私は。あとは違うかたちでね、やはりこの議論の結果が無駄にならないように、お互いそれぞれの立場で発言もしたり頑張るっていうことじゃないでしょうか。

宮澤委員

五十嵐先生の言葉を、石坂委員もそうだと思いますが、重く受け止めております。と言いますのは、この検討委員会の条例は議会が作ったわけでございます。議会が作って、そして今日まで来たわけでありますから。そこで議会の二元代表制である議会、チェック機能である議会がしっかりとチェックができる体制をしっかりと作れと、ある意味から言ったら。それが五十嵐委員さんから言われてる叱咤だと思います。そんなことを含めまして、私どもも今3人の委員が残っておりますが、また横で相談をしながら議会におけるそのチェック等々、またしっかりと議論をしていかなきゃいけない。必要なればまたいろいろな制度を作っていかなきゃならないと、こんなことを思っております。

松島（貞）委員

この行政を執行する立場で言うと、これだけの答申いただいて、これだけを一挙に解決するっていうのはもう大変なことで、恐らくここで議論しとるようなふうには進まないというように思っておりますが。県庁の中に横断的な治水・利水推進本部っていうのか、そういうのを作っていただいて、この前の浅川や砥川の説明にも土木部長がわざわざ出向いて説明したりとかいうようなことやおるんだけれども、現地です、現地機関、地域振興局って作るのかどうか知りませんが、例えば「何々建設事務所」ではなくて、「何々合同庁舎」の地方事務所の所長も建設事務所の所長も保健所も加わった、その現地事務所に横断的なですね、対策本部っていうか推進本部も作って地元市町村と一緒にやってもらわないとですね、これはもうまったく今のような県庁の中の横断的な本部があるので、そこでやっただけでは進まないというように思うんですよね。そういう体制整備は、県の方でも本当に現地に県庁と同じような横断的なその推進本部を作っていただいて、地元市町村の職員にも加わってもらって作る。とにかくそれが流域協議会の事務局になるのかもかもしれませんが、そういうような体制で。しかし、それでも委員会の答申どおり進んだのかどうかっていうこと

が五十嵐委員のように心配されるとしたら、部会長をやられた皆さんに部会長連絡会みたいなのを作っていただいて、年に一度くらい、半年に一回とか年に一回とか進ちょく状況を意見を伺うような、全く何の条令や法律に基づかない任意の会議なようなものを持たれたらどうなんだろうかなって思いますが。

藤原委員

この2年間の検討委員会で答申を出すということはですね、24日でもって全部9河川についての答申が終わるわけですから、それでもってこの検討委員会っていうのはもう使命は終わったというふうに思ってます。それでアドバイザーだとか部会長会議とかいうようなかたちというのは、私は参加しません。私は今までも長野県の問題についてはオリンピックの問題とかリゾート開発の問題なんかで住民の人たちの相談には乗ってきましたから、これからもその住民の人たちがね、こういう問題で相談をしてきた時に、私は自分でもってきちんと対応はするつもりではいますが、アドバイザー会議とか、それから部会長会議とか、そういうことを作ったとしても私は参加いたしません。

宮地委員長

はい。やっぱりそれは、例えば流域協議会はね、諏訪がもうすぐに、今月中にやるようですね。あの時はやっぱり諏訪の建設事務所あたりは、とにかく実際プラクティカルなことをやって、それに当然県も行かれるでしょうし、地方事務所も加わるるでしょ。そうですね。そういう組織は一応できあがってる。やっぱり、私もどうも今まで皆さま方のご意見伺ってましてね、組織としてどうこうということよりは、やっぱりそこから何か働き掛けがあった時に、やっぱりそれぞれがそれぞれの立場で対処をすると。委員会としてうんぬんということではなくてよろしい。ただし、これだけの人材を無にすることは損ですよということを書いていけば十分じゃないかと私は思うんですが、どうでしょうか。はい、どうぞ。

高橋委員

いいですか。検討委員会はもうそれでいいと思うんですよ。私もそれでいいと思うんですが、五十嵐先生の言うように、答申に対してね、その実行力って言いますか、実行。これをどうチェックしていくかという話ですが、本来であれば県会議員がいるわけですから、当然、県会がそれをチェックしてくというのが本来の姿ですけども、部会なんかでは、やはり委員会に対する期待っていうものが非常に多かったわけですよ。そういうものをどういうように網羅するかってことです。それと言葉がちょっと悪いですけども、長野県の問題を県外の学者さんが来て適当に話し合っ、それで回答して本当にものができるんですかというような強いご意見もあったわけですから、私はこれから県会の先生方が答申に基づいたものをですね、チェックしてくと。それぞれ期限も切って答申してるわけですから、非常に厳しいとは思いますが、これはチェックしていただかないと部会での審議っていうのが何にもなくなるわけですから、私は五十嵐先生と全く同じ、本当にやれるんですかというものは常にチェックする必要があるわけです。ただ、この検討委員会っていうのはもう答申で終わりなはずですから、それはそれでいいんじゃないでしょうか。

宮地委員長

はい、そうですね。委員会という立場を離れて県議としてのひとつお立場があるだろうということを高橋さんはおっしゃられた。それ以外のかかわり方はもう組織としてじゃない。いかがでしょう、話はそろそろ落ち着いてきたように思うんですが。こういう議論をしたということを、やっぱり県でこれから参考にさせていただければよろしいんじゃないかと思うんですが。どうでしょうか。

(結構です)

宮地委員長

よろしゅうございますか。竹内委員もいいですね。

それではただ今のようなことで、これはもう付け足し、付け足しって言うのもまた怒られますけども、議論をしたという結果で、あとどうこうというわけではございません。

それでは用意しました議題はすべてこれで終わったわけですね。

これでとにかく、全部終わりのようでございますので、一言ごあいさつを申し上げます。

考えてみますと2年前にこの委員会を発足をいたしました。丸々2年間、考えてみると去年の今ごろっていうのは浅川・砥川の答申を出して県議会のごたごたがあって、まるで修羅場だったと私は思っておりますが、その後の1年間でとにかく任期を、24日に答申すると任期を丸々フルに使った珍しい委員会だろうと思います。それでその間に非常にエネルギーを費やしまして、お金も掛かったでしょうが、委員のエネルギーも大変消耗したと。結果として九つの答申が何とかできましたことを私は喜んでおります。これはひとえにお忙しい委員の方々が大変ご尽力をいただいたことに基本的にあるわけでございますが、その他に私、特に申し上げておきたいことは、考えてみるとわれわれは委員会だけやっておればよかったです。これをスムーズに動かすための陰の力っていうのは非常に大きかった。検討委員会の検討室のメンバー、それから幹事会の皆さま方、ここにおられる方他に地方事務所とか建設事務所いっぱいあるわけですが、そういう方々が本当に土・日をほとんど費やしてご協力をいただいた、これを感謝しております。そういう意味で、県の職員のこの県改革に対するご熱意も非常にしみじみと感じるわけでございます。それで私、心からお礼を申し上げたいと思います。ただ何遍もいろいろなところで聞かれますけども、この委員会がやったことは、結果としてダムを造るとか造らないとかいうことにとどまらずに、やっぱり自分たちの身近な問題を、先ほど五十嵐委員おっしゃいましたけれども、情報公開とそれから住民参加、そういう手法で進めた。それが結果はどういう評価を受けるかわかりませんが、やった手法としてみますと、今までの政治のやり方とは非常に違った。これが日本全国にかなり大きなインパクトを持つもんだと私は信じております。そういう意味で皆さま方のご尽力によってこの2年間やってきましたこの委員会は、ある意味での長野県の改革、あるいは国の政治の改革の一里塚になるだろうと思っております。その一里塚はかなり金の字で書いていいような一里塚になってほしいと私は思っておりますけども、そういう意味で、いろんな意味で意義を感じておりますが、長い間の皆さま方のご協力を心から感謝いたします。実は私、委員長になりました時も、そんなこと全然考えませんでしたんで足が震えたんでございますが、2年間もたないかと思ったんですが、何とかもちこたえまして終わることができました。皆さま方にこの場を借りまして心からお礼を申し上げて、実は知事も前回答申を出しました時に、非常にこの委員会、あるいは県の職員に対する感謝の意を表明されておられました。そのことは再度申し上げまして御礼申し上げます。どうもありがとうございました。

(拍手)

宮地委員長

それでは、丸々2年間の任期を終了いたしました。皆さま方どうもありがとうございます。

これで治水・利水ダム等検討委員会は終了といたします。ありがとうございました。

(16:00 終了)

以上の議事録を確認し署名します。

署名委員氏名 _____ 印

署名委員氏名 _____ 印